

平成27年第6回飛騨市議会定例会議事日程

平成27年9月15日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第103号	飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
第3	議案第104号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例について
第4	議案第105号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第5	議案第106号	飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について
第6	議案第107号	字区域の変更について(神岡町西 I 地区)
第7	議案第108号	平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第8	議案第109号	平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第9	議案第110号	平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第10	議案第111号	平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第11	議案第112号	平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第12	議案第113号	平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第13	議案第114号	平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第14	認定第1号	平成26年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定第2号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第3号	平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第4号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第5号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第6号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第7号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第8号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第9号	平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第10号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第11号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第12号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第13号	平成26年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第14号	平成26年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第28	認定第15号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第29		一般質問

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 議会運営委員会委員の選任 |
| 第3 | | 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙 |
| 第4 | 議案第103号 | 飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 第5 | 議案第104号 | 飛騨市地域公共交通事業に関する条例について |
| 第6 | 議案第105号 | 飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 第7 | 議案第106号 | 飛騨市火葬場条例の一部を改正する条例について |
| 第8 | 議案第107号 | 字区域の変更について(神岡町西Ⅰ地区) |
| 第9 | 議案第108号 | 平成27年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号) |
| 第10 | 議案第109号 | 平成27年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号) |
| 第11 | 議案第110号 | 平成27年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号) |
| 第12 | 議案第111号 | 平成27年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号) |
| 第13 | 議案第112号 | 平成27年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号) |
| 第14 | 議案第113号 | 平成27年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号) |
| 第15 | 議案第114号 | 平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号) |
| 第16 | 認定第1号 | 平成26年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第17 | 認定第2号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第18 | 認定第3号 | 平成26年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第19 | 認定第4号 | 平成26年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第20 | 認定第5号 | 平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第21 | 認定第6号 | 平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第22 | 認定第7号 | 平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第23 | 認定第8号 | 平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第24 | 認定第9号 | 平成26年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第25 | 認定第10号 | 平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第26 | 認定第11号 | 平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第27 | 認定第12号 | 平成26年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第28 | 認定第13号 | 平成26年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第29 | 認定第14号 | 平成26年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第30 | 認定第15号 | 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について |
| 第31 | | 一般質問 |

○出席議員(15名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口中	勝和	憲正
4番	欠菅	村藤	和	員彦
5番	内森	沼海	明良	郎次
6番	欠谷	下	真	員子
7番	天葛	口木	充幸	希男
8番	山池	谷下	寛博	徳文
9番	籠	田山	寛恵	文子
10番				美子
11番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	修幸	一博
教育長	福野	田村	幸重	昭文
代表監査委員	小野	倉村	孝久	徳豊
会計管理者	石水	腰上		廣昌
総務部長	藤谷	井澤	雅義	子行
財政課長	柏青	木向	敦雅	則光
教育委員会事務局長	沢之	川上	孝清	秋
企画商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	中垣	由香

平成27年第6回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	
1	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1.次期市長選への出馬意向	9月14日午前
2	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1.内発的発展の地方創生について 2.指定管理制度の適正な運営について 3.行政改革について	9月14日午前
3	中嶋 国則	1.小中学校に緊急地震速報装置の設置を 2.葉草で飛騨市を元気に 3.子どもの遊び場設置及び設備の充実等に対する補助を	9月14日午後
4	籠山 恵美子	1.指定管理施設の統合問題と、今後の雇用の場としてのありかたについて 2.市職員への懲戒処分から見える、市当局の不可解な問題について	9月14日午後
5	前川 文博	1.産業廃棄物処理施設、現在の状況は 2.飛騨市の魅力発信へ応援できないか 3.緊急自動車にドライブレコーダーの装備を 4.懲戒処分発令に至る経緯について	9月15日午前
6	洞口 和彦	1.レールマウンテンバイク(溪谷コース)の運行利用について 2.神岡商工会議所との融和について	9月15日午前
7	野村 勝憲	1.「地方創生」の取り組みについて 2.飛騨市観光協会の事務所移転等について 3.飛騨市職員の懲戒処分について	9月15日午後
8	山下 博文	1.魅力ある神岡図書館をめざして 2.元職員の履歴の捏造等に関する処分について	9月15日午後

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により4番、洞口和彦君、5番、野村勝憲君を指名いたします。

◆日程第2 議案第103号 飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
から

日程第28 認定第15号 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第103号、飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程第28、認定第15号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの27案件を一括して議題といたします。

27案件の質疑とあわせて、これより日程第29、一般質問を行います。それではこれより順次、通告順に発言を許可いたします。

最初に1番、前川文博君。なお、質問中、説明資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、質問の方をはじめさせていただきます。

まず1点目ですが、産業廃棄物処理施設、現在の状況はということでお伺いいたします。計画書提出から約2年。現在はどのような状況かお聞きしたいと思います。

平成25年12月25日に、岐阜県へ「すごうテック」から管理型最終処分場の事業計画書が提出されました。また、平成26年3月3日には、県の指導により産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類変更計画書が提出されています。この計画書が提出されてから今年の12月で間もなく2年になろうとしています。議会でも管理型最終処分場の設置に反対の決議をしております。市長も反対の表明をしてみえます。

しかし、これまでの県の審査状況などは市民に何も情報が伝わっていないのが現状で

す。今年行いました議会と市民の意見交換会でもどうなっているのかと、厳しい質問も出てまいりました。許認可の権限は岐阜県知事にあり、飛騨市長や議会には権限がないのは承知しています。しかし、この計画に不安を抱いている、ここで生活しているのは飛騨市民です。市としては現状の進捗状況などどこまで把握しているのかお伺いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

環境水道部長、藤井義昌君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔環境水道部長 藤井義昌 登壇〕

□環境水道部長（藤井義昌）

おはようございます。それではご質問より、産業廃棄物の最終処分場における現状についてご説明申し上げます。

事業者は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化に関する条例の規定に基づき、計画書を平成25年12月25日に、また、変更計画書を平成26年3月3日に岐阜県に提出しています。

条例では、処理施設の設置のための申請のための手続きとして4つのステップを踏むことになっており、計画書が提出されてから現在まで、ステップ1の「事業計画書の審査」が行われております。

県は、委嘱している専門委員に、技術的な視点での意見を聴取し、それを参考に事業者の説明を求めるとを含めた修正等の指示を行う等の作業を繰り返し行っているところであり、「事業計画書の審査」という段階であることは、現在も変わりありません。

今年3月の定例会における一般質問、答弁でもお伝えしましたとおり、昨年12月に初めて専門委員が一堂に会したとのことであります。

そうした中、各委員の意見を一旦集約し、平成27年6月29日付けで、岐阜県から事業者に対し事業計画書の補正の指示がなされました。その中には、飛騨市が県に対し提出した意見書において述べました「計画地の南北に平行して活断層があること」や、「土砂災害特別警戒区域災害の指定エリアに挟まれ、険しい地形であること」など、合計8項目にわたる懸念事項についても、盛り込まれております。

さらに、県では、技術的知見から、計画書において、計画地及び計画地周囲の活断層が存在するかどうか、県の活断層図に基づき調査を行い、遮水工、排水設備、浸出液処理設備が当該図に示される活断層又は推定活断層から300メートル範囲に存在する場合、重要構造物の位置の変更又は重要構造物が活断層の活動により破壊され、公共の水域及び地下水の汚染が生じないために必要な措置を講じること。また、遮水工の妥当性を埋立地の地質及び地下水の流れの状況を示したうえで説明し、漏水した場合の地下水汚染の防止対策を説明すること。計画地には断層などの局地的に透水性が高い領域が存

在するものとして、漏水した場合の影響について評価し、必要な対策を講ずる計画とすること。生活環境影響調査については、地下水の流れについて、地下水位及び地下水の流動状況への影響を調査することなど、市の意見書に関連したことも事業者において調査をし、説明することを指示しています。その他にも、技術的に小さい項目も多く指示されております。これらを調査し、具体的に説明をするには、かなりの労力が必要かと考えます。

以前から説明しておりますとおり、市は、この事業計画に対し、適切な調査を行って理にかなった根拠を示すよう求めており、納得できるまで厳正に対応する方針です。

なお、今後、新たな進展が発生すれば、議員の皆様方に情報を提供してまいりたいと考えています。

〔環境水道部長 藤井義昌 着席〕

○1番（前川文博）

今、県に確認されてこれだけの情報をいただいたということによろしいですね。県からで。

□環境水道部長（藤井義昌）

お答えします。普通のいろんなやり取りについて県は公表しておりませんが、今回たくさんさんの項目を一旦集約して出したということで、県の方でこんなような質問を出したということでした。

○1番（前川文博）

確認されたということですので、今、市から出した7項目か8項目ですか。そちらの方で特に地下水の影響など、見た目には分からない。多分、調べても分りにくいと思います。そういったところで時間が掛かっていく内容も多いと思います。今、言われたように解決しなければならない条件も多ければ、審査に時間が掛かって、ひょっとしたら計画書の撤去とかそういったことも考えられるのではないかと思います。

そこで、最終処分場計画地ですが、現在、森林法における林地開発許可がおりている場所です。山の地形などを変更することはできない場所になっておりますが、林地開発許可のことについてどうなっているかご存知ですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□環境水道部長（藤井義昌）

市の意見書が昨年出されましたが、その中にいろんな法律のこういう許可をとらなければいけないというような一覧表は、意見書と一緒に出されたわけなんです、その中に森林法があります。その意見書も今年になってから業者に渡ったということで、業者としては準備をしておるかもしれませんが出したという情報は入っておりません。

○1番（前川文博）

情報がないということでしたので、私、いろいろ調べました。当該地の林地開発許可

は平成26年9月30日で県は完了としております。つまり、今は森林法上、開発制限は何もない普通の山林になっています。このことはご存じではないということですね。いろんな難しいことをかけて、なんとか時間をかけて阻止しようとかそういう考えもあるんですが、この森林法上で制限がかかっているというのがひとつあったのですが、約1年前に解除されているという状況で、制限がなくなっています。

こういったことを環境部長はその頃、農林部長だったと思いますので、そういった情報をたくさん仕入れていただいて、こういった情報ひとつでもいいので、市民の方に早めにあげていただくようにしていただければ。それが飛騨市の行政でやっていく役割ではないかと思いますので、今後よろしく願いいたします。

2つ目に入ります。飛騨市の魅力発信へ応援できないかということです。地方を宣伝する若者に協力体制をとということです。

今、「地方創生」この言葉が全国各地で飛び交っています。そんな中、都会の若者のグループが地方の活性化に力を注いでいます。「飛騨市にも魅力のある資源がたくさんある」そう考えたグループが今回、山之村牧場を舞台に新感覚ソーシャルゲームを企画しています。まず、このグループのことを少し説明いたします。

最近、都会の企業が寮のシェアを始めました。これは1つの例ですが、乾汽船が鉄筋コンクリート地上8階、地下1階で644室の寮を建設、現在43社の企業が加盟し、425人が共同生活を送っています。8割が20～30代前半の若者です。部屋はワンルーム18平方メートル。一般的なビジネスホテル風。1階には大浴場があり、午前1時まで入浴可能。また敷地内にはパーティールームやフィットネスジム、図書室もありいろいろな交流ができる場所が設けてあります。

この寮は、企業によっては希望者が簡単に入れるのではなく、社員寮として一定基準に達した有資格社員が応募します。とある企業ですと20名程応募した中から、書類審査や社長の面接で5名を選んで入るといった企業もあります。

その入寮を希望した方の意見では、自身の会社の企画について、異業種の方の率直な意見を聞けるのが魅力だという理由で希望されております。また、凝り固まった考え方でなく、率直な意見や斬新な意見をいろんな方から聞けると。

また、寮にいる方は「予定のない休日仲間がいれば寮で勉強会ができる」これは26歳の女性です。「毎日大浴場で異なる職種の人と話せる」27歳男性。こういったことで、職場以外のつながりが寮をシェアすることとして見直されて広がっています。

ここでこの寮の重要なところが、入居者は12あるクラスターというものがあります。分かりやすく言いますと中学校でいえば部活です。12の部活があつて、その一つに必ず所属しなければいけない。これは入居者の交流を目的とするものですが、そこではこのメンバーが企画したイベント・勉強会にみんなが参加していろいろな意見交換があると。こういった寮です。このように積極的に人と交わろうとしているグループがいま企画を考えて山之村の方に提案してきました。

前段が少し長くなりましたが、資料としてお配りしていますので少し、説明をさせていただきます。国会みたいにパネルがありませんので、手で持ってテレビの方にはお見せいたしますが、「山之村天空の牧場」ということです。

2ページ目ですが、コンセプトは「田舎を作ろう」。田舎に行きたいと感じた時に思いつく場所「山之村天空の牧場」ここは生まれたところでもない幼馴染もないけれども、毎年帰る場所がある。そこにはいつも笑顔のおばあちゃんもいる。いつも頑固なおじいちゃんもいる。いつも自然や動物たちもいる。ターゲットは、都会に住む、田舎を持たない若い方々。メインはヤングファミリー層、サブは未婚の若者たち。

天空の牧場山之村に彼らが自らの物とじてもらえる何かを作りあげ、山之村との心の距離を縮めてもらう。そして、毎年行きたくなる、という思いを抱いてもらう。

彼らが自らの物とじてもらえる何か。それが、ソーシャルゲームにおけるアイテムと、それにリンクした山之村におけるリアルなアイテムを結びつけることです。

リアルと連動したソーシャルゲームは他にも存在します。他のゲームと差別化するポイントとしては、ゲームの牧場が山之村に行けば実際に存在している。そして、訪れることができる。そこで、いろいろな「モノ」や「コト」をリアルに体験できるというのが他にない新感覚ということでの計画です。

それが最後にあります。新感覚ソーシャルゲーム「天空の牧場」ソーシャルゲームで作った野菜やソーセージ、ヨーグルトなどが実際の牧場内でも作られています。ゲーム内で作ったアイテムは、それを実際に牧場に実在させることもできるし、実在しているものもあります。牧場で乳搾り、バーベキュー、野菜の収穫、川遊び、虫取りなどゲームの世界を飛び越えて天空の牧場で素敵な思い出を作りませんかというコンセプトで今、企画をしております。

このようなゲームを企画しておりますが、今、たまたま山之村牧場ということですが、飛騨市内で他にもできるところがいろいろあると思います。

例えば、なかんじょ川の魚つかみや魚釣りがあります。また、レールマウンテンバイク。これは今、体験をしておりますがこういったもの。人口の減少により縮小しつつある祭りの参加なども体験できることがあるのではないかと思います。

こういったことを今は山之村となっておりますが、飛騨市全体で考えていくことも可能だと思っています。今後、都会からこういったグループの方々が地方の活性化に向けての動きというものが出ています。

現在、何を協力して欲しいという依頼を直接聞いてはおりませんが、山之村牧場は飛騨市の財産で、指定管理者が運営していることを考えると、今後必ず飛騨市の理解や協力というものが必要になると思います。このような話が近々入ってくると思いますが、飛騨市として、地域とのつなぎ役また、地元の調整役などとしてこういった事業に応援や協力をしていくことは考えていけるかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは2点目の飛騨市の魅力発信へ応援できないか。地方を宣伝する若者に協力体制をについてお答えいたします。

近年のスマートフォンやタブレット端末の爆発的普及により、バーチャル（仮想現実）と現実を結びつけるアプリケーションが、より簡単に制作できるようになってきています。

飛騨市においては、旧古川町時代に観光協会が中心となり、パソコンにより仮想空間で野菜を栽培し、収穫できた時実際に手元へ野菜が届くというソフト「家庭菜園す」を開発し運用した実績がありました。当時は、今ほどネットワークが普及しておらず、パソコンによる利用のため利用者が限られ、ソフトの老朽化とともに終えんしています。

今回議員がおっしゃるソーシャルゲームについては、山之村牧場を中心に飛騨市内へゲームを展開するようですが、企業が独自に飛騨市のコンテンツ（素材）を使って市の情報を発信していただくことは、歓迎すべき事と考えます。

山之村牧場においてはジャージ牛の乳製品やソーセージなどの畜産物が生産されており、それらが広く周知される事は、施設の活性化に繋がる事と考えられます。

また、山之村牧場のみならず、市内の写真や動画をはじめ、農畜産物や特産品、観光名所、周遊コースなどの市の情報を提供し、それらがゲームに反映できればと考えております。そして、それらのゲームがきっかけとなり、結果的に実際の飛騨市を知っていただき、農業・観光振興などに波及していけば良いと思われまます。

市としましては、企画される方がどのような構想を持って見えるのか。どのような農産物を栽培されるのかなどの詳しい内容をお聞きしたうえで、その企画にどのような関わりが持てるのか。また、どのような支援が必要なのかについて検討していきたいと考えています。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

○1番（前川文博）

今の答弁は、前向きな答弁ということで私は思いましたので、ありがとうございます。

情報といいますか、実はこのメンバーの方は、先日のだいこんマラソン。12・13日と山之村でありましたが、この時に天空の牧場に訪れて、13日は牧場スタッフとして1日体験されてきました。また、このグループの1人のメンバーは、シルバーウィークには1週間山之村に入りまして体験していくと。どんなことができるのかというのを見て、今、車の手配とかも終わらまして1週間生活するという予定になっております。その時には、東京の女の子の大学生なのですが、大学名は忘れましたが2・3人1泊か2泊して、大学生の視点での見るところを見て情報を持っていくということで、来る予

定になっています。

また、今週末には高山市役所から要請があって、サイボウズというソフト会社があるのですが、そのIT企業の女性社員がやっているグループの方々が高山市へ企画の説明に行くということを聞いております。

今度、20日の週、平日もありますので、議会は決算委員会の真ただ中ですが、少し時間がありましたら、そういう方と会っていただいて。このことも地方創生のひとつということで、上手いこと行けばかなりの宣伝効果が出ると思いますので、協力が必要となったら、スピード感ある対応をお願いいたします。

それでは、3つ目に入らせていただきます。緊急自動車にドライブレコーダーの装備をとということです。救急車にドライブレコーダーを装備したらどうかと。

緊急走行中の救急車は、車内に一刻を争う重症者などが乗る重要な車です。赤信号での交差点侵入や中央線をまたいで走行など、危険を伴う運転も多くあります。緊急走行時における救急車の事故が全国でいくつかが報道されています。

バスなども事故発生時の記録としてドライブレコーダーを装備していて、バス会社によっては前方を映すもの。そして、バスの両サイドですね。長いので後ろに衝突したとかそういった時のことも考えて両サイド合計3台を装備しているところまであるようです。

今では一般の車でも事故の記録としてドライブレコーダーを装着している車も多くあります。飛騨市の緊急自動車は、事故発生時や事故には至らないが危険な状況が、ヒヤリ・ハットですね。こういうことがあった時はどのような方法で記録を残しているのでしょうか。また、ドライブレコーダーがない場合、今後整備していくことは考えているのですか。お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

□消防長（沢之向光）

おはようございます。それでは前川議員の「救急車にドライブレコーダーを装備したらどうか」について答弁いたします。

救急車や消防車など緊急自動車の走行については、ご存知のとおり道路交通法により、一定の条件を満たし且つ安全走行が確認できれば、一般車両とは異なる特例が認められ、災害現場などへの緊急出動に際しては、優先的な走行ができるようになっています。

しかし、一般車両のドライバーは、見通しの悪い青信号の交差点を通過するとき、不意に赤信号にも関わらず左右から車が進入してくると、危険回避の判断能力が一瞬低下してパニック状態となってしまう、緊急自動車が左右の安全を確認しながら進入したにも関わらず事故になってしまったニュースを度々目にします。

こういった一連の事故において過去の裁判事例では、現場の確かな目撃情報がない限

り、緊急自動車を運転していた側の過失責任が一般車両の運転手のそれより重く受け取られて不利な判決となることが多いようです。幸い、飛騨市が合併してからこういったケースによる事故は発生しておりませんが、全国的な事例が多いことから常に機関員となる職員には、リスク管理をしながら、運転中の危険因子を自覚させて対応しているところではあります。

そこで質問内容である「万一の場合どのような方法で記録を残しているか」についてですが、隊員が災害現場等において「重大な事故に発展したかもしれない」と思われる事案については、ヒヤリ・ハット報告書を提出させて、その内容を全職員に周知させ、危険防止に努めているところではあります。

また、「救急車にドライブレコーダーを装備したら」とのことですが、すでに平成20年度以降に更新した3台の救急車と1台の消防車にはドライブレコーダーを装備しています。またこの他の消防車等を含めた緊急自動車においても、更新時期を待たず前向きに装備を検討していきたいと考えています。

緊急自動車の走行中の事故については、その殆んどがヒューマンエラーと言われております。また、救急出動においては、傷病者の病態を悪化させることなく安全に医療機関へ搬送するという重大な責務を背負っていることから、ドライブレコーダーを装備している、していないに関わらず、今後も機関員の教育・指導を徹底させ、安全運転には万全の配慮をしていく所存です。

〔消防長 沢之向光 着席〕

○1番（前川文博）

今、更新された平成20年以降の車3台と消防車1台についてはついてはついては。残り2台についても更新前に今年度か来年度くらいには装備するという方向だということではあります。

ヒューマンエラーということですので、事故の時にどっちがどっちということになると不利なことになりますので、そういったものを付けて安全運転をしていただいて、業務をしていただきたいと思います。

それでは、4つ目の最後の質問に入ります。懲戒処分発令に至る経緯についてということで、4点お伺いいたします。

その内、1点目ですが、監査報告から発令までの期間どのような調査をしていたかにつきましては、昨日の籠山議員の一般質問で、だいたいお答えいただいておりますので省略させていただきますが、後でお伺いしたいことがありますので、そちらの方はお答えください。

2つ目、懲戒処分審議委員会の委員は誰だったのかということでお伺いいたします。飛騨市職員の懲戒処分に関する規程第6条2項には「委員会委員は、副市長、教育長、総務部長及び市民福祉部長をもって組織し、委員長は副市長とし、副委員長は教育長をもって充てる」とあります。今回の委員会は何人で委員は誰だったのかお伺いします。

3つ目、パスワードの管理はどうなっていたのか。

パスワードを使ってシステムに入り改ざんを行ったのであれば、どのパスワード、つまり誰のパスワードを使って行ったのか記録があるはずですが、改ざんした日にちと時間は報告されましたが、誰のパスワードを使用したのかは報告されていません。その点はどうかお伺いします。

4つ目、今回の処分は正当なのかということです。

今回処分された職員は、自分が入力したとは誰も言っていない。当時の係長が「自分は人事履歴を直接改ざんしたことはないが、人事履歴が改ざんされているのであれば私が頼んだと思う」と証言したようですが、当時の係長の直属の部下は改ざんを依頼されたことも改ざんをしたことも否認しています。テレビでも9月4日にニュースで放送されました。NHKは岐阜県の放送で約1分20秒、CBCは東海3県の放送で約2分40秒、最後にはアナウンサーが「改ざんそのものについては、市による調査も既に終わり、結局、誰が改ざんしたのか謎のままです」と言って終わっていました。

私は、管理職でもない係長以下のものが自分の判断で行ったとはとても考えられません。当時の町長も資産税についての実務をしていたということでの証明は記憶していると監査報告書にも記載されています。昨日の籠山議員の中での答弁でもありましてこれを直接改ざんした、していないではなくてその管理責任だということでお伺いしましたが、それを含めましても今回の処分が本当にこの処分が正しいと考えているのかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。それでは1点目につきましては省略させていただきます。2点目から入らせて頂きます。

審議委員に対して、自己、配偶者又は3親等内の親族に関する事案が発生した場合、審議の公正さを期するため、規程の条文にあります4名以外を市長が任命できるように見直をしました。

副市長は、平成15年度の古川町の総務課長を務めており、また教育長は、公民館を管理する教育委員会の責任者であることから、今回の履歴問題と神岡町公民館の事案については、私、総務部長、市民福祉部長、環境水道部長、農林部長の4名が市長から任命されまして審議を致しました。

3点目の人事給与システムでは、使用する職員にそれぞれIDとパスワードが設定できる仕組みとなっておりました。

該当職員への聞き取りでは、同じものを使用していたと証言しておりますが、平成15年3月当時のバックアップデータが残っていないことから、3人がそれぞれのパスワー

ドを設定していたのか、証言どおり同じものを使いまわしていたのが確認できない状況です。

また、当時のシステムでは、どのユーザーが、いつ、どのようなことをしたかを残す「アクセスログ」を記録する機能自体がなく、これにつきましては平成18年10月以降に機能を有しておりますけれども、その時にはどのIDとパスワードでデータの改ざんがされたのか確認が取れない状況でありました。

4点目ですが、懲戒処分は、職員の懲戒処分に関する規程に従い、事案となる行為がどの非違行為に該当するかを判断し処分の程度を決定していきます。

はじめに、国税審議会へ提出する履歴の捏造については、元職員が税理士試験の免除申請に不足する履歴年数を満たすため、担当係長と相談し、「兼ねて税務課特命資産税担当」という造語をつくり、履歴に加筆し国税審議会に提出する履歴書を作成したものであります。

このことに関しては、処分規程にあります、「非違行為をした職員（元職員）に対し、当該非違行為に係る事項をほう助した」と判断しております。

次に、人事情報の改ざんと管理不足については、これまでの聞き取りから「兼ねて税務課特命資産税担当」という言葉は、元職員と担当係長で2、3回話をして造語として作ったと両者が証言しています。

また、担当職員は、その言葉も知らず、担当係長からも元職員からも入力の手配を受けていないと証言しています。

よって、先ほどの「兼ねて」という造語は元職員と担当係長しか知らず、入力を指示できる担当係長を経由しない限り改ざんできなかつたものと考えられます。そのことから、担当係長は主体的に関与していたと判断できることから処分規程の「職場のネットワークに不正にアクセスし、行政情報資産の漏えい、改ざん、破壊又は情報システムの障害等を発生させ、公務の運営に支障を生じた場合」に該当すると判断しております。

次に担当者については、2人ともシステムへの入力権限は同じレベルでありましたが、先ほど説明しましたように、バックアップデータやアクセスログがないことから改ざんした者が特定できません。

3人の証言をもとに、第三者が行った改ざんと判断せざるを得ない状況でありました。また、担当者2人もシステムへの入力も行っていないが、入力されているのであれば管理責任はあると認めております。このことから第三者が行った改ざんを見逃したとして、処分規程の「職務の怠慢又は注意の欠如により、公務の運営に支障を生じさせた場合」に該当すると判断し、管理責任を求め処分したものであります。

先ほども申し上げましたが、現時点においてもデータを改ざんした者が特定できない状況であります。今後、新たな事実が判明した場合は、調査を再開する予定ですのでよろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○1 番（前川文博）

いろいろとお聞きしまして、ちょっと聞き逃しているところもありますが、まず、パスワードは、その当時は、3人で同じものを使っていたであろうということだったと思いますが、今は、多分同じシステムを使っているのであれば、現状はどのような対策でパスワード管理をされてみえますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

今、人給係の方はそれぞれのパスワードを別々に使っている。ですから、今は誰が打ったということを確定できるということです。

○1 番（前川文博）

分かりました。パスワードの方は大丈夫だと今は。

それですね、1つ目ののは昨日あったということで飛ばしたのですが、内容的には絡んできますし、今の懲戒の中という話しですので、私に分からなかったところをお聞きしたいのですが、これまでの調査報告書、監査報告書から見ますと、平成24年2月24日に監査報告書が出てきてその日に、人事給与システムから削除したということになっております。監査報告書は、平成24年2月24日に出ております。同じ日の2月24日に削除したと書いてあります。これは間違いがないと思いますが、これ、確認してよろしいですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

削除に至りました経緯というのは国税審議会から市の方に照会がきました。「平成15年8月1日付で証明されている履歴書は正しいのか」と。それに伴いまして市の方で監査が実施されたということでそれに基づきまして照会がきました。

その結果、監査委員の方からは、こういう事実がなかったということがございましたので、その辺を弁護士とも相談し、その「兼ねる」という言葉を削除し、国税庁の方へ提出しております。以上です。

□副市長（白川修平）

補足をさせていただきますが、私どもの方で確認しておる限りでは、監査委員から改ざんされたという報告が出た事実をもって、改ざんされたところにつきましては削除して、元に戻したということです。その日だと認識しております。

○1 番（前川文博）

今、はっきりした日にちはなかったんですが、監査報告書は、平成24年2月24日にでております。先日の懲戒処分の内容を書いたものの中の3ページ目には、2番でこれらの事実から市がこれまでに行ってきた改善事項等というところで、1番に「加筆さ

れた元職員の履歴を、平成24年2月24日に削除した」ということでこれをみますと監査報告書が出た日に削除したということですが、この日で間違いないですかということをお伺いしております。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。24日に削除しております。

○1番（前川文博）

分かりました。監査報告書の出た日に削除したということ間違いないということですね、それでですね、また分からないことがあります。先ほどの平成18年10月にシステムが変わっているというのをお聞きしたのですが、今回の処分内容の全協で説明があった方の資料を見ますと、「その後明らかになった事実」という欄で、平成15年3月27日午前8時45分から55分の10分間に7件のデータが改ざんされていることが書いてあります。

この日は木曜日で、勤務日と。人事給与システムの更新回数を見ますと、委託して入力すると1回ということになるので、1回であれば最初のデータ。2回以降になれば訂正したデータということですが、中には更新回数が5回ということのデータもあります。2回目以降の更新については、先ほどバックアップデータが無いということだったんですが、これについては2回から4回までの間、同じ日にやったのか他の日にやったのか。内容をどのようなことをやったのかというのは一切分からないのですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

今の状況では分かりませんのでお願いいたします。

○1番（前川文博）

そうしますと、今の状況ではというのは、先ほどの最終の更新データしか残っていないという意味なんですよ。そうしますと、最終のデータしか残らないということですので、2回目から4回目については、いつ、誰がやったのか分からない。

そこで、監査報告書と全協でもらった資料とよく見比べておりましたら、ちょっと矛盾なところが出たんですが、「平成24年2月24日に監査報告書が出て、その時には加筆したと思われる日は平成15年3月27日であることを確認してある」とそこまでは書いてあるんです。

この監査報告書では、「3月27日に更新されたと結論は出ていますが、時間の方までは特定されていない」。

その後、飛騨市の調査で明らかになった事実として、入力された時間が今の懲戒処分を出したときの全協の資料として新たな事実として書いてあるんですけども。

最終のデータしか残らない。先ほど、平成18年にシステム更新があったというのがありましたので、そこで変わっていればあれなんですけども。最後のデータしか残らないとなると、平成24年2月24日にデータを更新しているのであればそれから調査をして、平成15年3月27日のこの時間が判明するという事は考えられないのですがその辺はどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

データにも2つございまして、平成15年3月27日の時間というのは、履歴をかまった時に日にちと時間は出てきます。先ほどから言いますように、平成18年からアクセスログを入れておりますので、そこには、入力とか削除、データの更新をした場合にはそれから出てくるということで、今の辞令の方の履歴についてはアクセスログがなかったので分らないという説明をさせていただいたのでよろしく願いいたします。

○1番（前川文博）

すいません。ちょっと整理しますが、アクセスログというのは、県の方にあるシステムなのか。それとも飛騨市の中にあるシステムでのログなのか、それはどちらの話ですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

うちのシステムからも見れるようになっております。

○1番（前川文博）

なんとなく分かりました。平成18年の10月にシステムを変えたことで、それからかまった分は、その直前にかまったものと一緒に残っているということですかね。平成18年10月1日からの記録は残っていると。例えば18年の9月30日に打ったもの9月29日に打ったものであれば、打った最終のものは分かるけども、それと10月1日以降ということですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

先ほども言いましたように平成15年3月27日というのは、もうひとつシステムがありまして、履歴のほうに残っておるということです。平成18年からは、アクセスログを入れた時には、それ以降の入力削除については別のデータが残っているという、2本立てでいっておるということです。

○1番（前川文博）

分かりました。なんとなく理解はできました。いろいろ聞いたので、整理はできてい

ないんですが、2本立てなので、そちらのデータと両方見て分かったということですね。わかりました。

今度は、委員会のメンバーですが今回は、関係者があるということで、市長が任命して部長4人でやられたということですね。わかりました。

処分の質問が先ほども昨日もありました。この後もまだこのことで質問される議員の方がいらっしゃると思いますが、先ほど言われたように、誰が改ざんしたのか分からないということで市民の方もこの状態での処分ということには、非常に不信を抱いております。テレビでも言われたように、市の方では調査が終わったということになっておりますが、何か出た時には速やかに調べていただいて、適正な処分に変えていただくということも必要でないかと思っておりますので、またぜひ調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

〔1番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時54分 再開 午前10時55分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番（洞口和彦）

議長よりお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

昨日は、早朝より市長の再出馬の声が聞きたいと後ろの傍聴席には市民が満員になるほど押しかけていました。私も大変、期待しておりましたがこの閉会後に延ばすという形で大変、残念でございます。

きょう見ますと、寂しい限りですが、ケーブルテレビの前ではいろんなことに興味を持って見ていただけるもの。そんなことを思って質問を開始したいと思います。

まず、一つ目にレールマウンテンバイク（溪谷コース）の運行利用についてお伺いいたします。

8月8日より始まった、NHKドラマ「ガッタン・ガッタン・それでもゴー」のロケは、レールマウンテンバイクの駅舎やコースを貸切り、地元住民もエキストラとして述べ400名以上が参加して行われました。ドラマは飛騨を舞台に地域再生をテーマのド

ラマで、10月28日に全国放映されます。

自然豊かな飛騨市をアピールするとともに全国各地の廃線鉄道の再開発に多大な影響を与えることと思います。北陸新幹線開通にあわせた飛越交流や観光客誘致に大きな糧になるとともに飛騨市の創生にもヒントになるものと期待しています。

レールマウンテンバイク事業は旧鉄道のレールの上を自転車で走るという発想豊かで、鉄道ファンをとりこにした事業です。平成24年10月には「日本鉄道賞・蘇ったレール特別賞」、平成25年3月には「スポーツとまちづくり賞・日本会議所奨励賞」、平成25年12月には「中部の未来創造・大賞」、平成26年2月には「JTB交流文化賞・最優秀賞」、平成26年2月には「地域づくり総務大臣賞」等、数々の賞を受賞されています。日本各地でいろいろな方面から認められた証しでもあります。

利用者も増加の一途をたどり、観光協会が始めた平成19年には19日の営業で、1,301人の利用でした。平成23年にNPO法人神岡町づくりネットワークが設立されてからは、平成23年には営業日も86日となり、1万1,718名の利用で、1万人の大台に乗り、年々、順調に利用者も増えてきております。

昨年は、192日営業で3万3,001人が利用され、累積利用者も昨年10月に10万人を達成されました。

今年も順調な利用で、8月22日で、ちょっと古い資料ですけども2万4,353名が利用され、昨年を約5,000人の増加と大変好評です。

しかし、祝日等、土日の利用が集中しまして、まちなかコースの営業では、単線のため利用者の数に限度があり、利用したい方にもお断りすることになります。

そこで、平成25年5月に旧神岡鉄道の利活用ビジョン「日本の廃線鉄道の聖地に」というタイトルでいろいろな計画が発表されました。最終目標に旧神岡鉄道全線19.9kmの利活用を目指したものです。とりあえず溪谷コース3kmの運行に向けて、スタートすることが決まり、市は調査、整備にかかる経費2億6,174万6,000円を計上され、路線整備や安全対策の提案がされ調査に入りました。

私達は、すぐにでも運行できるものではないかと大変喜んでいた矢先、今年の1月の全員協議会で落石調査の結果、4億4,191万7,000円の経費が必要であると。「落石防護対策経費に1億8,000円余りの加算が必要との報告を受けまして、その後、この運行計画は白紙の状況となってしまいました。

過疎化が進む飛騨市、夢と希望を乗せたレールマウンテンバイクが溪谷コースの運行実現に向けての市の考えを伺います。

1つ目に現況調査の問題点について質問いたします。

運行に向けて、安全対策は重要なポイントとなることから、安全点検も実地されてきました。5つの橋梁、2つのトンネル、7つの斜面の落石対策、軌道の状況等その他の問題点についてどのような認識をされているのか伺いたいと思います。

また、平成26年6月9日の全員協議会報告後の新しい問題点はあるのか。あるとす

ればどうということなのかを伺いたいと思います。

2つ目に落石対策での八嶋教授の見解についてお伺いいたします。

国道41号線への落石事故後、渓谷コースでの、3地点の重点的な調査が岐阜大学の八嶋教授によって実施されました。調査の結果、どのような判断と助言をされたのか。

また、落石防護対策経費の加算額、1億8,000万円の根拠はどうなっているのか。どのような工事を行い、その工事の安全性の密度はどのようなものなのか伺います。

3つ目に運行実施への方法はないのかについてお伺いいたします。

渓谷コースは漆山駅を出発し、二ツ屋ガード下で折り返す片道3kmのコースです。落石危険箇所を避けたコースや、コース変更、安全運行のための基準条件はどのように考えているのか。現在、運航されている、まちなかコースでは、開始前の路線の安全点検や雨量規制等も厳しい基準で運行されており、安全には十分な配慮をされています。渓谷コースが前向きに運行できるような方法は検討されたのかまた、NPO法人との運行に向けての話し合いは行ったのかについてお伺いいたします。

4つ目には、奥飛騨温泉口駅のレールパーク化と旧神岡鉄道の全体利用のビジョンについてお伺いいたします。

奥飛騨温泉口をレールパークにするためには、現在、格納されている2両のおくひだ号の利用や施設の整備等の計画は今、どのようになっているのかについてお伺いいたします。

また、NPOが計画されています全線利用のウルトラコースの19.9kmや温泉口駅より漆山駅までのアスリートコースの10.5kmコース。茂住駅から猪谷駅までの飛越コース5.2km、全線を利用した廃線トレイル等の実施の展望はあるのかについてお伺いします。

また、今、いろいろと国中を賑わしております地方創生のプランとして、マウンテンバイクの沿線で、神岡城から始まる船津の街の散策ガイドや、茂住地区の科学都市の体験見学を組み合わせた事業を実施し、目標にしています「先端科学都市構想」への実現に向けたプランは計画できないのかについてお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、レールマウンテンバイク（渓谷コース）の運用利用についてお答えをいたします。

1点目の現況調査の問題点についてですが、議員の皆様には昨年6月9日と今年1月28日の議会全員協議会において調査結果についてご説明申し上げますので詳細は省略させていただきますが、議員がご指摘されていますように、安全対策は重要なポイントであり、お使いただくに際しては避けては通れないものと認識しています。

例えば、橋梁について言えば、建設後50年程度経過しており、コンクリートの劣化やアンカーボルトの欠損、錆などが認められていますので、当然、補修工事が必要となりますし、安全確保のために、転落防止渓谷フェンスや転落防止ネットの設置が安全確保の上で必要です。長期間の使用も視野に入れ、塗装の塗り替えも必要になってきます。

トンネルについて言えば、トンネル内部のコンクリート部分のひび割れやうき、剥離、表面の劣化、漏水等が遠望目視で確認されており、廃線後、まったく点検もされていないことから、現状を正確に把握する上で、近接目視・打音点検などによる詳細な点検をおこなった上で補修工事が必要となります。

斜面について言えば、第1次点検において、既に、落石防止の観点から補修工事が必要とされている箇所が3箇所、詳細点検を要する箇所が9箇所認められています。ご承知のとおり、渓谷コースは神岡鉄道の前身である国鉄時代から落石の危険性があり、随所に落石防護柵やセンサーが設置されていますが、長年、落石を受け止め続け損傷している箇所も見受けられるなど、現状では安全とは言い難い状況と認識しています。軌道につきましては、枕木の劣化が進んではいるものの、交換すればよいものと判断しています。昨年6月9日の議会全員協議会での報告後の経過については次にご説明いたします。

2点目の落石対策での八嶋教授の見解についてですが、市が発注した点検業務の結果に基づき、昨年の7月1日に八嶋教授に現地踏査をいただきました。教授からは、3地点の法面のさらなる点検が必要であるとの助言をいただきました。

その主な内容は、現地踏査時に軌道敷上に明らかにストーンガードを超えてきたと思われる落石が認められたため、その発生源を確認するとともに、斜面上に浮石や転石等の有無を確認する必要がある、今後も軌道敷内にストーンガードを超えて落石する可能性があるのであれば、その対策の必要があるというもの、また、軌道敷からも目視で確認できる落石の可能性のある岩が確認できたので、その状態を確認して欲しいというもの、さらに、旧神岡鉄道で落石対策のためにセンサーを設置している箇所がありますが、設置されているのは落石の可能性があり、発生源対策は困難であるということを実に物語っていることとなるため、斜面上の浮石や転石の状態を確認して欲しいというものでした。

これらの助言を受け、市は再調査を実施し、調査結果及び現状に対する対策案について再度、八嶋教授の許を訪問しており、市が示した落石対策について八嶋教授からは、了解をいただきました。

その対策案ですが、1月28日の議会全員協議会でもご説明したとおり、既設のλ（ラムダ）型柵を延長150mにわたり補修する工事が1箇所、既存のλ（ラムダ）型柵、延長100mを撤去し杭式高エネルギー吸収落石防護柵に置き換える工事が1箇所、既設の柵、延長150mを撤去し一般的な擁壁タイプの落石防護柵を設置する工事が1箇所、合計3箇所に対策を施すというものです。

これらの工事に要する費用が新たに1億8,000万円必要となりましたが、工法の選定にあたりましては落石に対応し得るものの中から経済性等も考慮し選定した結果でした。

3点目の運行実施への方法についてですが、市としましては、レールマウンテンバイクを運営されているNPO神岡・町づくりネットワークからの要望に基づき、溪谷コース3.4kmをなんとか使用できないかと考え、所有者責任として現状調査を進めてきたところですので、市としては具体的なコース変更等の検討は行っておりません。安全運行のための基準につきましては、ハード面の安全対策が整った後に協議すべき事項と認識しています。

4点目の旧奥飛驒温泉口駅のレールパーク化と旧神岡鉄道の全体ビジョンについてですが、市としましては、既存営業区間の更なる魅力化を図るため、NPOの構想にも位置付けられているレールパーク化を検討していましたが、NPO側から、レールパークは溪谷コースが実現できてはじめて効果を発揮するものであり、レールパーク内に設置する車輛の維持費用についても溪谷コースから得られる利益によって賄う計画であるので、先行して旧奥飛驒温泉口駅のレールパーク化は望んでいないとの話をお聞きし、現時点では、整備は保留となっています。溪谷コース以外のコースの展望につきましては、現時点では、ないと申し上げる他ありません。

現使用区間を活用し、沿線における観光戦略に役立てることにしましては、市としても後押しできることは行っていきたいと思います。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

今ほど、部長が答弁しましたことにつきまして、私から一言申し上げたいと思います。

今ほどの部長からも話がありましたように、既に議会全員協議会で何回か説明したという答弁が数多く出てまいりました。

今回のご質問の半分近くは、既に議会全員協議会で皆様に貴重な時間を割いていただきまして、説明を行ったものでございます。なぜ、この場でまた質問が出されたのか理解に苦しんでおるところでございます。

全員協議会で説明したことを前提としてさらなる建設的な意見を主張されることを望みたいと思います。全員協議会の説明が意味のないものなのであるならば、今後はこの説明を控えさせていただきたいと考えておるところでございます。

さらに言わせていただければ、市としては、NPOの要望に基づき議会の理解もいただき予算措置をし、必要な調査を進めてきたところでございます。今後も現使用区間への投資が予想される中で、前向きに取り組んできておることにつきましてはご理解をいただきたいと考えておるところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○4番（洞口和彦）

痛烈に嫌味とも言える返答でございましたけれども、全員協議会の中では、説明を受けてそれに疑問点いろいろございますので、質問しているわけでございますので、その点はご了承いただきたいと思います。

昨日ですね、市長にお伺いしますけれども、市民がですね行政に全面的に取り組んで施策をやろうとすることについては、全面的にバックアップしたいと言われていました。この話によりますと、もう市長も運行への道筋というのは絶対ないとお考えでしょうか。できれば、何とかしたいという考えは少しはおありでしょうか。

△市長（井上久則）

このこともですね予算措置をして、プラス1億8,000万円が出てきたときに全員協議会で詳しく説明をしたことでございます。その時に、申し上げたのは、大きく予算が膨らんだことによって、予算措置が難しくなってきた。特に、合併特例債を使う予定だったけれども、使えんようになったということも説明させていただきました。

だから、この予算措置が可能になるまで延期をさせてもらいたいというような意味で、これは無いものになったというような説明をした覚えはございません。

ただ、そういった予算措置ができない以上、全て一財から、4億数千万円を今、拠出するそういったことはできないという意味から申し上げたことございまして、これも全協の時に詳しく説明したつもりでございます。

○4番（洞口和彦）

言いたいことは分らないわけでもありません。実はですね、NPO法人の方も調査を遂行された八嶋教授にお会いしていろいろとお聞きしたそうです。

落石防止対策はしなければいけないけれど、例えば、間伐材や古タイヤとかクッションを使ったもの、それから今までの廃木を利用したもの等々でやれば1億8,000万の金額にはならないと申されたとお聞きしています。それは、市の説明とかなり隔離、格差があると思うんです。やはり、教授は、この工事を完璧にしようと思えば、1億8,000万円程いるというふうに言われたのでしょうか。

△市長（井上久則）

このことはですね、所有者である市が判断することございまして、それで本当にいいのか悪いかなんていう判断は私達はできないものですから、一番安全な態勢で貸し出しをしなければならない義務が市にあるわけですので、市が判断をしたということございまして。

もうひとつ加えて申し上げれば、現在、使っておりますレールマウンテンバイクのコースにつきましても、八嶋教授は先般、国道41号線に落石があった時点で、すぐ止めるべきだということまで限定して申し上げられたところも付け加えておきたいと思えます。それぐらい危険なところだということでございます。

○4番（洞口和彦）

それから、先ほど私、密度についてどのような対策をすれば、それはお金をかけて完璧にすればそれに越したことはないですが、やはり利用の方向付けですね。例えば今までは鉄道として利用されていたわけですから、今はレクリエーション的にされていますので、まず、利用方法について変更届みたいなのは出されているのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

ご質問がよく分らなかったのですが、私どものほうの危険性としては、車両で運搬する際は、車両はカバーに囲まれているんですね。強度の問題は当然あるわけですが、その車両には屋根がついていますので、直接落石があたるわけではないですが、レールマウンテンバイクの場合は、そういうものがなくて、裸体といいますか何も防護策を用いない状態でまわるわけでございます。

したがってまして小さな落石でも車両の際は怪我がない場合でも、レールマウンテンバイクの場合は怪我が生じるということで、より高度な安全性を施さないと事故に対する責任が生じるということでございます。

○4番（洞口和彦）

私は、教授と話した人に聞いた話によりますと、もちろん安全は対応しなければいけないということはあると思いますが目的によっていろいろな対応方法があつてそれなりの汽車の走るのと今言われたように副市長はですね、マウンテンバイクなら汽車よりも安全な運行をしならんというふうに考えているということですが、例えば、今言ったように、利用変更して遊園地のような形にするならば、ある程度お金をかけなくても安全対策ができるというようなことがあると思うんです。その辺の考えについてはどうですか。

□副市長（白川修平）

参考までですが、八嶋教授が41号線の今の防災対策の工事のほうの助言もしてみえます。現在、国土交通省から伺っている限りでは、今の船津と割石の間は全てトンネルの工法でわたくし。トンネル出て橋、またトンネルというような工法を用いられます。現道の41号線は山際を走る設計になっておるわけですが、どこを通っても危ない、危険性が高いということでトンネルになるわけです。

したがってまして、当地域の山の状態は、今、洞口議員がおっしゃってみえるよりもはるかに危険性が高いということをお嶋教授は認識してみえる。

従って、今ほどおっしゃったようにどっかの広っぱのようなテーマパークのような状態で使えないかというご質問だというふうに思いますが、少なくとも山際から相当離れたところにレールを設置しないとどこの場面においても厳しい。安全性が損なわれるような状態のところには神岡鉄道は接続されているということをお嶋教授は認識しております。

○4番（洞口和彦）

よく分かったとは言えないですが、やはり、これだけ一生懸命やってみえて、増えて
ずんずん。地域がですね。なんとかできないのか。例えば私が言いましたように危険な
個所を避けたようなコースの設定ですとか。それから今、言われたようにある程度、安
くできるような対策で安全の確保をできないのか。そういう方法を考えて、なんとか利
用できるようにして欲しいということです。

いろいろと話も違うようですので、もし、できましたら、今のところ、諦めれと言
うのが全体的にいてそういう傾向ですが、なんとかそういう検討をされた八嶋教授。最
終的には飛騨市が決めたと言われますから、飛騨市を含めてそんなような話を一度持っ
て、現場を見てここが危険だとそういう理解を得るような取り組みも必要ではないのか
と考えますが、そのようなことをやるつもりはございませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

これは、NPOが今、溪谷コースとして使いたいところを調査した結果で、判断をさ
せていただいたということですので、今の、私たちの考えておる、危険防止、落石防止、
これを確実に実行できる予算措置ができない限りは、今のところしばらくは、すぐ手
をつけることはできないということでございます。

○4番（洞口和彦）

はっきり言われますと、身も蓋もないんですけれども。例えば、平地的な現在も鮎の
放流に使っているような区域。そこを運行するというようなこともできませんか。

△市長（井上久則）

それは借りたい側の話であって、私たちが考えるべき話ではありません。その時点で、
出てきたときにまたそこを調査しなければいけないのが、私たちのほうの責任ですので、
今の鮎の放流等々については一時的なものですから、それを許可を出して一回一回、許
可申請書を出していただいて許可を出して使っていただいておりますのが現状ですが、1年
を通じてやるようなことをもし、考えておみえになるようでしたら、その時に考えるべ
きだと。向こう側で考えてみえるんでしたらそれを受けてうちの方でどうするかと考
えるべきだと思っております。

○4番（洞口和彦）

やはり、NPO法人の方は運営についていろいろと模索してみえますので、またいろ
いろな話、アイデアも変わってきますし、いろいろな対策についても工法についても
変わってくるということがございます。なんとかですね、それらの人の要望に答えるよ
うな、そんな市の態度をぜひお願いしまして次の問題に移ります。

2つ目に神岡商工会議所との融和についてお伺いいたします。

神岡商工会議所は現在の場所での事務所維持を望まれました。移転を求められた飛騨

市との間で過去の問題等に対する主張にいろいろ相違がありまして平行線をたどり、対話が進まず飛驒としては大きな問題となり、懸念事項ともなっております。

前回の質問では、「なんとかお互いの意見を混じり合わせながら円満な解決の道はないのか」ということについてお伺いいたしました。しかし、8月3日に神岡商工会議所に移転を求めて民事調停を起こしたいという臨時議会を招集されました。最終的には、この調停の議題は上がってきませんでしたけれども、会議所の決断によって調停という最悪の事態は避けられました。いくつかの問題点と今後の融和への方向性について伺いたいと思います。

1つ目に、前も言いましたように私は「なんとか同じ市民の中でいろいろな重要な団体であって活性化に欠かせない団体なので話し合いで解決して欲しい」というふうに申し上げました。市は生涯学習の拠点として利用したいので事務所移転を望まれ、会議所には移転については、前もそうでしたけれども多大の経費がかかるということ。もちろん輸送もそうでございますけれども、電源施設の設備とかレイアウト等々で移動するたびに大きなお金がいるということ。

それから、振興事務所の跡にという話もございましたが、あそこは単価が安いんですけども面積が広いためにですね、全体的な家賃としての増額の心配をされておりました。

また、もう1つは神岡振興事務所は行政財産でございますので、使用外目的の使用ということになります。今回のように、いつ出て行って欲しいという通告があるのか非常に不安である。そのような理由で、移転における「どのようにして欲しい」というような質問をされておりました。しかし、話し合いが進まず対立しておりました。

神岡商工会議所はですね、このまま調停になるような事態になると、市民の皆様にも多大の迷惑をおかけすること、また将来にわたり市政の発展に支障をきたすとの懸念から7月31日に公民館の更新申請をしないということ、振興事務所は使用しないということ、請求された金額の納入を通知されました。

前日も3名の方が、この会議所問題で質問されていろいろとお願いをして、話し合いの道へ進んで欲しいということでもございましたが、この後、どのような話し合いが行われ、何が不服で調停への道を選択されたのかお伺いいたします。

それから2番目と3番目はですね、いろいろと疑問に思うことの質問の列挙でございます。

2番目は、問題点の考え方の相違についてお伺いします。

神岡公民館は1階に神岡商工会議所の事務所を入れるために、社会教育施設整備事業費補助金に係る財産処分を申請して、平成18年10月3日に国・県から承認をいただき、補助金の一部を返還して会議所がその中で事務所を構えることが認められた場所でございます。

公民館の建物だから、社会福祉法第20条、22条の規定により、商工団体が入るのは違法という根拠はありません。そういった意味で飛驒市との賃貸契約が締結できたの

ではないかということについてお伺いしたいと思います。

また「指定管理化における不適切な利用」を取り上げ、会議所の移転まで拡大したのは、この問題を複雑化した大きな原因ではないのでしょうか。生涯学習を充実させるために会議所に移転を求めるのなら、その方法なら会議所も理解できると思うんですけども、移転に伴ういくつかの主張にも耳を傾け話し合うべきと考えるが、どうかお伺いします。

また、建物の指定管理者は8年されていたわけですが、その建物内での指定管理者は会議所の事務所以外の指定管理者というのは、その管理に使っている部屋等に賃貸料等の支払いはないと思うのですが、会議所も貸与した部屋の中で使われていますので、その中で賃貸料等についての検討はされたのか、されなかったのかについてお伺いしたいと思います。

また、2階会議室については、この部屋は文化財備品作業室として使用されて、一般の貸出し室ではありませんでした。文化財係が出て行った後、許可を取り、壁や扉を会議所経費で改装されました。そんな部屋でございます。

パソコン教室は機械設備の占有面積と時間が障害となり、通常の貸出し室では困難とされて、両方で相談の末に、この部屋での教育委員会担当課より許可をいただいたと聞いています。この部屋の収入と修繕費用はマイナスできるのではないかと思いますけどうなのお伺いしたいと思います。

また、指定管理基本協定25条の規定によりますと、収入実績額が事業計画に予定された収入額を超えた場合、協定に定められた計算を行い納入金として市へ納められることとなります。そのために請求された金額は払われたということでございますが、今までこのように指定管理者で納入金を求められた指定管理は何件くらいあり、どのくらいの額が納められたのでしょうか。

現在、この部屋はパソコン教室として利用されていますが、一般貸出し室については常時機械設備の占有等は認められておりませんが、どのような形で貸出しているのか伺いたいと思います。

3つ目には職員処分、2名の処分がされましたが、その背景について不思議だなと思うことについてご質問いたします。

使用区域を示した図面と、その面積等を明記した申請の形態をとらずに契約を締結したこと。使用料について契約者の申し出に沿って算定し決定したこと。また、「金額にみあう面積を確認するため現場立ち会いを行ったが、金額と一致しない面積で契約を行った」とありますが、事務方には事務処理方法や対処方法について、担当者にはっきりそのような指導されていたのかについてお伺いいたします。

平成18年4月の契約と平成21年の再契約は当事者が飛騨市であるなら、契約者の原案作成者は担当者であっても立案して伺いを立てて、決裁は部長なり市長と思われませんが、どのような検査や決裁を行っていたのかについてお伺いいたします。

賃貸料は両者の話し合いで決定するものとするが、会議所の「年間50万円程度しか支払えない」その申し出で賃貸料を算定し決定したとありますが、これは事実なのかどうかについてお伺います。

会議所と十分な話し合いを行い、転貸や収入の取り扱いについて調整するところ賃貸した使用料を会議所の会計に納入されたことを見逃したとある。この部屋は、会議所が市に相談し自費で修理され、会議等に使用されていた部屋でございます。一般の貸出しの部屋でなくパソコン教室使用相談により話し合いが行われ、使用許可が出されたことは誰もが知っていたのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

4番目に、今後の市と神岡商工会議所と方向性と融和の調整についてお伺いいたします。

今回不本意でありながらも、商工会議所は市の要求を全面的に受け入れました。今後市当局と神岡商工会議所の相互理解のために会議所移転関連問題等について協議を希望してみえます。

市民は融和の精神で意見交換を開始し、移転がスムーズに進むことを望んでいます。市も神岡商工会議所は神岡町の産業を支え、その重みを感じる組織と認識されています。お互いを尊重し、いろいろな組織が参加した枠組みを提携し飛騨市の創生や人口減に歯止めをかけるためにも、会議所との融和をぜひ進めて欲しいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、いくつかの質問がございましたけれども、その答弁につきましては部長から答弁させますが、その前に私から申し上げたいと思っています。

私たち職員は法令・市の条例こういったものに基づいてしっかり順守しながら行動しなければなりません。それをチェックするのは議会でございます。私は、この商工会議所の問題につきましては、冒頭に申し上げましたように公民館という所期の目的に沿った生涯学習の拠点としてしっかり運営をしたいということを前提として交渉してきたつもりでございます。

こういったことは、やはり条例を曲げて、それでもいいのではないかと、そういう問題ではないんです。条例に基づいた正しい使い方をしたい。そしておまけに生涯学習に力を入れて行きたいというような前提のもとで、事が始まったということでございます。

先ほどの質問でも同じでございますけれども、6月定例会で幾度となく議論をし説明をさせていただいたことを、なぜ今回、同じような質問をされるのか甚だ疑問でございます。

洞口議員も6月定例会における議事録の確認をされたと思いますけれども、6月定例会の質疑の中で、どの答弁について疑問があるのか具体的に説明をして欲しいというふうに思っております。

また、融和と円満との語意を使われておりますけれども、具体的に何を示すのか説明をいただきたい。これは、反問ではございませんので、きょうお答えにならなくても結構でございます。私は、このことについて疑問でございます。

そもそも、議員とは全市的でもって市政を判断すべきものでございまして、特定の個人や団体に偏ってはいけない。あくまで中立の立場で疑問や問題があれば堂々と主張されるべきというふうに思っているところでございます。

今回、神岡商工会議所に軸足を置き、会議所の主張を代弁するような姿勢につきましては、私は議員のあるべき姿として疑問を感じているところでございます。議員として心配されるのであれば、双方の意見をしっかり聞いて、冒頭に私が申し上げたような、こういった前提もしっかり頭に置いていただきながら、こういったことにあたって質問をいただきたいということを冒頭に申し上げまして、各個別につきましては部長よりお答えをさせていただきます。

〔市長 井上久則 着席〕

□副市長（白川修平）

答弁をさせていただく前に、洞口議員に質問内容の確認だけさせていただきたいのですが、洞口議員は現在商工会議所で使ってみえる部屋は普通財産だというふうにお考えになってみえるから、いわゆる賃貸借契約ということをおっしゃってみえるのでしょうか。

○4番（洞口和彦）

実際、賃貸契約を結ばれているということ……

◎議長（葛谷寛徳）

執行部より参考資料の配付願いが出ておりますので、これを許可いたします。

□副市長（白川修平）

それでは、今2つの資料を配布させていただきました。

1つは、昨日、籠山議員の方で自治法で認められた行為だから普通財産だというようなご質問されたわけですが、今回の自治法の改正ですね、資料の横書きの方を見ていただきたいと思うのですが、施行期日というのがございます。施行期日は公布の日、これは平成18年6月7日に施行したわけですが、この法律が施行したのは起算してから1年を超えない範囲で政令で定める日ということで、政令では平成19年3月1日に施行しています。

したがって、これの元々が一番最初の賃貸借契約を結ばれた平成18年4月1日には、この自治法が改正されていないということでございます。

それから、このときの自治法の改正につきましては、右側の2の方の「行政財産を貸

し付け、又は行政財産に私権を設定することができる場合の拡大」ということでこれを拡大したものでございます。これが、具体的に定めたものが裏面でございます、これは地方自治法第238条の4です。その下の漢字の四と書いてあるところが、先ほど言いましたときに公布されて施行したものでございますが、このときに何を言ったかといいますと、「行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者に当該余裕がある部分を貸し付けることができる」ということでございます。

これは前段の本則の一番上のところに戻っていただきますと、「行政財産は、次項から第四項までに定める場合を除くほか」基本的には行政財産3行目なのですが、「その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け」その上なのですが「これを信託し私権を設定することができない」行政財産というのは基本的において信託し私権を設定することができない。したがって、4項が平成18年にできたわけでございます。

これにつきましては、昨日、総務部長が説明を申し上げましたように、合併に伴いまして不要となる建物が各自治体の方で生じたことに伴いまして、これを有効活用するためにこうしたものができたわけでございます。

それで、裏面のところの第4項に掲げてあります「政令で定める場合において」というところでございますが、これはコピーをしなかったんですが、政令で何を言っているかといいますと、「庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分」ということで、使用する目的があるまたは見込まれるものについては、私権等を設定することができないということでございます。

神岡町公民館につきましては、前回の定例会でも申し上げましたように、合併をしましても、神岡町という地域柄、神岡町公民館の機能を他のところに持っていくことができません。したがって、現在の神岡町公民館というのは合併前も現在もその機能に変化があるわけではございません。

したがって、施行令で定めていますように、施設が合併に伴って不要になったから別の目的で使うということは、本来この自治法の規定する以外の範疇だということでございます。

もう1つの資料を見ていただきたいのですが、これはやはり籠山議員さんがおっしゃいました、いわゆる財産処分の申請書。これは原本が飛騨市に残っていませんので県から取り寄せたものでございますが、まず1ページ目の鑑のところの上の部分を見ていただきたいのですが、字が間違っております直してあるのですが、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認申請書」でございます。これは財産処分承認申請書なのですが、前段がございまして、社会施設整備費補助金に係るものだけでございます。

これは何回も説明を申し上げているんですが、補助金に関しましては国の補助金が入

っていますので、当然、国・県の権限がおよぶところでございますが、公民館そのものが、これは市が設置した施設でございますので、これを普通財産にするのか行政財産にするのかは、国・県の権限がおよぶところではございません。今、地方分権がしっかり進みまして、本来国の権限においておよぶ指導と、地方自治体が行うものの権限というのは明確に分かれていますので、この施設については補助金に係る財産処分でございます。

それから、一番最後のページに図面を付けています。これは公民館の1階部分でございます、今の補助金を返還する際に出したところに添付してある図面でございます。それで、赤い所につきましては右下のところに専有部分と書いてあります。左上の階段横の倉庫部分につきましては、全額補助金を返還いたしました。

しかしながら、商工会議所が現在使ってみえる事務室のところにつきましては共有部分ということで下側に括弧書いてあるんですが、12名中1名は公民館所属職員がいるということで補助金が返してあります。ましてや、今、会頭とか専務理事がみえます上のところですね、ここにつきましては補助金が返してございません。現在も補助金が入っているわけでございます。

それから、その前のページに戻っていただきますと180万円余りの国庫補助と県費を返している計算書がございます。これの中段のところの一番右のところを見ていただきますと、「 $\times (11 \div 12)$ 」と書いてあります。12分の11について補助金を返したわけでございます。

したがいまして、もう一度この図面をみていただきますと、この水色のところにつきましては全額補助金を返還したわけではございません。冒頭に申しましたように、補助金に係る財産処分をしたのは12分の11であって、この水色のところについては薄くなっているんですけども補助金が今でも存在する。これは例えば私が立っている所は補助金を返して、洞口議員がみえるところは補助金があるということではなくて、この部屋そのものの補助金が薄くなっているということでございます。

それで、どうしてこのようなことをしたかと言いますと、指定管理を出すときに指定管理施設を管理する事務所については無料です。これは指定管理をする一体のものとして使われることですから無料なんです、商工会議所が事務所を構えられたことによって、指定管理施設の管理以外の業務を商工会議所の方でされるわけですね。これは指定管理業務以外のことですから、その部分については目的外使用としてお金をいただきますよということでお金をいただいたわけでございます。

ところが、くどいようですが補助金が入っているものについては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」によりまして、これはまだ今、商工会議所が入ってみえる部屋全てに補助金が入っているわけですから、これを普通財産にするなんていうことは、今の補助金の適正化に関する法律違反であって、普通財産なんか本来できないんです。これを普通財産にしようと思えば、今の全然かぶっていないところを含めて補

助金を全部返して普通財産にすべきところ、現在もまだ補助金が入っているということもごございます。それから、冒頭に申し上げましたように、あの公民館を普通財産にするのか行政財産にするのかは市の権限でございます。今、洞口議員も客観的に見られて機械設備が入っている事務室を、あそこは公民館じゃないんだと。普通財産だから何してもいいんだというようなことは、これは行政を預かる立場としては、そこを普通財産なんか本来できるはずがない。さらに申し上げれば、こうした議論はですね、こんなところでさせていただくことではなくて、事務レベルでですね、質問される前に総務なり向こうの担当とですね、十分協議をしていただいてご質問いただきたい。少なくとも、こんな本会議場でこんな書類の1つ1つの説明をするなんていう行為自体が、冒頭に市長が申し上げましたように、本来の一般質問の趣旨から見ると全く異質なものだというふうに思っております。

補助金をかまったことがある職員でしたら、これは補助金に関することの基本中の基本でございますので、補助金を担当している職員は当然知っていることとござりますので、ぜひとも職員にご相談をいただきたいと思っております。

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは順次お答えをさせていただきます。

話し合いでの解決の方法はなかったかということとござりますけれども、6月定例会終了後の7月9日、神岡商工会議所幹事様立ち会いのもと、市長と神岡商工会議所会頭が面談をされました。

面談では1点目、神岡町公民館施設は使用許可書に基づき、平成28年3月31日限りでの、公民館の明け渡しについての回答をいただきたい。

2点目、施設の一部を第三者に賃貸借契約されていた件については、公民館管理に関する基本協定による所定の納入金の支払い納入期限の変更は出来ない。

この2点について話し合いを行いました。平行線をたどるばかりで、前向きな話し合いにはなりません。

このため、市長より、1つ、公民館の使用許可は平成27年度限りであり更新は行わない。2つ、神岡振興事務所への移転については、期限までに回答がなかったため市の斡旋案については、拒否されたものと判断させていただく。3つ、パソコン教室運営事業者に係る所定の納入金の支払いについては、平成27年6月29日の納入期限を延ばすことはできない。4つ、これ以上、本件について問題を先延ばしすることはできない。この場で結論がでなかったため早期の円満な解決を図るため、法的な手続きを取らせていただく。

以上の4点についてお伝えしましたが、会頭からは明け渡しについては理由が分から

ない。また、神岡振興事務所へは絶対に入らないと明言されました。

この経緯を踏まえ内部協議を行い、「調停」という法的解決を選んだものです。

次に、問題点の考え方の相違についてですけれども、その1、飛騨市との賃貸契約が締結できたのではないかとございますけれども、昭和59年の公民館建設当時より現在に至るまで施設の全てが行政財産であります。

これまでもご説明しているとおおり、補助金返還は行いましたが、市としては補助金返還した部分を普通財産に変更する手続きは行っておりません。あくまですべてが公民館条例で定める公民館であり、行政財産に変わりはありません。アパート・マンション等の部屋貸しを目的とした賃貸借契約とは異なり、行政財産としての施設を第三者が使用する場合は、目的外使用許可申請に基づく許可を受けなければなりません。

平成18年度に飛騨市と神岡商工会議所で交わされた賃貸借契約は、有効であっても事務手続き上適当ではなかったと判断しますが、今ほど述べたとおり本来の手続きではありません。

会議所の主張にも耳を傾けるべきではないのかとのことをございますけれども、議員ご指摘のとおり、教育委員会としては、神岡町の生涯学習の拠点として教育・学術・文化振興のため活用したいとの趣旨で、平成25年8月より約2年の話し合いを行ってまいりました。話し合いは平行線をたどり、方向が見いだせないため調停という手段を選択いたしました。

賃貸料等の検討についてございますけれども、通常、外部事業者が会社社屋を別の場所に有し、指定管理者となった場合、指定管理施設の管理・運営のためだけに社員を指定管理施設に配置した場合にあつては、当然、目的外使用の許可は必要ありませんが、今回のケースのように、指定管理施設の管理・運営を行うために事務所も使用するが、一方で商工会議所の事務所として会議所の本来業務を行う場合については目的外使用となり、所定の金額を納付する必要があります。

したがって、今回のケースについて言えば、市と神岡商工会議所が区分建物賃貸借契約を締結していますが、そこに定める86.52平方メートルが、神岡商工会議所が専ら本来の業務を行うために使用する面積ということになります。なお、指定管理のための事務所部分として使用料をいただいていた面積は約34平方メートルです。

2階作業室につきましては、今までも申し上げているとおおり、指定管理の管理対象物件であり、市が神岡商工会議所に対し、占用利用を許可した事実はありません。

また、壁や扉の修繕につきましては、工事施工が平成18年4月下旬に行われており、パソコン教室が始まった平成22年2月とは約4年間弱の期間の隔たりがある以上、パソコン教室実施者からの収入金とは明らかに区別して考えるべきものであります。

指定管理者が指定管理施設を自ら修繕するようなケースは他にもありますが、基本的に1件あたり10万円以上の修繕については双方の協議により実施者を決定することとされており、協議の結果、指定管理者が実施する場合もありますが、指定管理者が指定

管理終了後にその費用を市に請求することはありません。そもそも商工会議所から修繕料の返還を求めるような要望を受けたことはありません。議員はどうしてこのような主張をされるのでしょうか。

なお、過去5年間に納入金を納付された件数は神岡町公民館1件を含んで、総計では6件であり、総額は154万7,666円です。

現在のこの部屋の貸出しについてですが、パソコン教室は住民の一定の需要を得ており、平成7年9月22日付け文部省生涯学習局長通知「社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について」においても、使用に差し支えないものと判断しております。

また、他に適当な移転先もないことから、利用者の期待に応えるため、飛騨市使用料徴収条例に基づき、神岡町公民館使用料に該当する2階作業室の午前・午後・夜間の料金を開館日数に応じた金額を徴収する形で貸し出しているのが現状であります。

大きな3点目、職員処分の背景についてでございますけれども、はじめに事務処理方法についてお答えします。各部署が管理する行政財産は、それぞれの部署が窓口となり管理しています。次に、その目的外使用となれば、公有財産及び債権の管理に関する規則第11条に基づき、施設使用許可申請書を神岡商工会議所から提出いただき、目的外使用を許可するか否かの判断をしていく流れになります。

今回の神岡町公民館を管理していた教育委員会事務局においても、通常の事務手続きの流れを指導されていたと認識していますが、今回の場合、契約書の決裁伺い及び契約書の供覧が見当たらないため、指導されていたか確認できません。

次に決裁に関しては、事務決裁規定第8条により、行政財産及び公の施設の管理及び使用許可に関するものに該当し、専決区分も重要なものと考えられますので部長専決、当時は教育委員会事務局長の決裁が必要であったと判断できます。この事案では、行政財産の目的外使用の申請ではなく区分建物賃貸借契約という形態をとっていますが、その決裁に関しても同様の決裁が必要です。

しかしながら、先ほども述べましたように平成18年4月1日付け及び平成21年4月1日付けの契約に関しての決裁伺い及び供覧が見当たらず、また、担当者が起案したか否かの記憶が定かでないことから、当初から起案していないのか、あるいは破棄されたかは不明です。

また、パソコン教室の件についても、その利用自体は法的に問題ないものと解釈しておりますが、その団体が利用を開始した経緯や事務処理の記録が残されておらず、詳細は不明です。

しかしながら、パソコン教室で使用された使用料を指定管理の会計に収入せず商工会議所の収入とすることを認めたなどという事はこれまでの調査では証拠が見つかりません。

会議所から年間50万円程度しか払えないとの申し出があったのかということに関し

ては、担当者からの聞き取りでは会議所から50万ほどしか支払えないとの話があり、50万円の使用料となるように事務所の面積を約32平方メートルと計算し、現場においても会議所職員も立会いのもと計測をしたと話していることから、そのように会議所から話があったと判断しております。

今回の事案に対しては、市に損害を与えたとして、地方自治法上の職員の損害賠償責任の有無について現在、顧問弁護士と協議を行っているところです。

4点目、今後の市と神岡商工会議所と方向性と融和の調整はについてでございますけれども、商工会議所も市も目指すところは、市内の商工業の振興と地域社会の発展にあり、今までも、そしてこれからも変わることはありません。この目標達成のために、お互いを尊重しながら協働していくことが、一番大切なことであるという認識は双方、同じであると思います。

その思いから、商工会議所の会頭には、「まち・ひと・しごと創生会議」の委員として、計画策定に加わっていただいています。その他、まちづくり5団体協議の場へも参加いただいております。また、市と商工3団体との事務レベルの会合も行っております。こうしたことはお伝えしておきます。

最後に、この問題は商工会議所からの回答とパソコン教室の収入が市に納入されたことをもって決着したと考えています。市長が冒頭に申し上げましたように、今後、発展的な協議ができるような意見をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

正午を過ぎましたが、このまま本会議を続けます。

○4番（洞口和彦）

市長と副市長の、前段のいろいろと私への批判めいた話もございましたが、市長が言うように私は少し強引すぎるのではないかなというのを含めて話をしていますので、市長にとってはそうかもしれませんけれども、そういう判断はこれを聞いている市民が判断することなんです。

それから、冒頭の副市長の話ではどっちの財産だということで話をしているのかということでもございましたが、私は正式ではございませんでしたけれども、賃貸契約に基づいて実際契約しているんだからということを前提に話しているわけですから、あえてこの説明をせよと言った覚えはありませんので、貴重な時間を割くなということについては若干、疑問を感じています。

また、全体的に質問が多かったものですから、気を遣っていただきまして早口でトントンと述べていただきました。よく的を得ていますし、これで結構だと思いますが、私が聞きたいのは今の話の中で、私も前に話をして解決したらどうだということでも市長と会頭との話がされていたようです。その中でもいくつか通告をされた。市長側の通告もされたし、向こうも話をした。それらを持ち帰って検討して調停に持ち込むように

決めたというふうにお話されました。

私は、話の中でやはり強引でこのままでいくと調停に持ち込みますよという話は会頭との話の中でされたというふうに伺っていますが、そういうことまでは話されていないんですか。市長は。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

私の方から確認の意味で2点ばかり申し上げたときに平行線であったということもございまして、これからは第三者に入っていただいて解決する他はないということで調停に入らせていただくということは、はっきりと申し上げたところでございます。

○4番（洞口和彦）

今の話が真実だとしますと、話をしてがちが明かなかったけど、持ち帰って協議して調停を決めたということですけども、調停に入るって市長は相手に話をしているんですよ。何かちょっと矛盾しませんか。

△市長（井上久則）

これは話し合いに行ったんですよ。その中で話し合いが付かないものですから、この調停というのは裁判ではありません。中に入っていただいてお互いの意見を言い合って上手くまとまる方向へ進むというのが調停でございますので、その調停をかけるか、かけないかについて批判を浴びることではないと思っております。

これは、まとまらないから第三者に入っていただくということでございますので、このことにつきましては、私と会頭と話をするときには商工会議所の方に立ち会いを求めて立ち会っておりますし、そのときの録音もされておりますので、確認をしていただければ当時の様子はよく分かると思っております。

○4番（洞口和彦）

調停はですね、市長の考えでは軽い考えで本当に話を進めて第三者を入れて話し合いをするというふうに軽く考えてみえるようですけども、調停が決裂すれば後は裁判ということになります。そのくらい重要なものだというふうに私は思っています。

さっき言ったのは、そういう結論的なことを向こうに話をして、それから帰って協議して全員で決めたというふうに言ってみえますので、相手にするって言っているんですよ。話をする前に。その辺はどっちなのかということを知っている。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

答弁の仕方が少しあれだったかもしれませんが、市長はそのように申された。それを受けて帰ってみえてから、庁内の中でそのことについて協議をして、その報告でしっかりとやっていくんだというようなことを確認したということでございます。

調停を決して軽くなどということでは考えておりませんのでお願いします。

△市長（井上久則）

私も調停が軽いというふうには思っておりません。これを解決するにはそれしかないという判断でございます。

先ほども言いましたように、私と会頭が話をしたときに立ち会っていただいておりますし、そのときに録音もしっかりさせてもらうことは、あちら側から言われたことを私が了解して録音していただいておりますので、後日確認をしていただければ、そのときの様子はよく分かると思いますのでよろしくお願いいたします。

○4番（洞口和彦）

大体、全貌はよく分かりました。

最後でございますけれども、普通に賃貸借契約というのはですね、先ほど言ったように向こうが私はこれだけにしたいというような話し合いがありますから、自分なりの希望を出して協議して話はするものです。

では、最終的に調停で両方で判子を押ししてですね、スッキリしたものでございますけれども、先ほどの説明では「この調停はしっかりしたものではないんや」と。許可書であるというようなことを言われましたが、そんなだったら最初から許可書で結ぶべきではなかったのですか。実際結んだのは協定書ですよ。その確認をしたいです。

△市長（井上久則）

これは、18年と21年は賃貸借契約でございますけれども、その後、目的外使用の許可申請に変えておりますので現在はそういった契約はもっておりません。今は毎年1年ごとに目的外使用の許可申請を出していただいて、うちの方の許可を出して使っているのが現実でございます。

○4番（洞口和彦）

分かりました。では、この賃貸契約というのは最初だけで、再度結んだ場合については許可書になっているということですか。

△市長（井上久則）

先ほどの答弁の中で部長がはっきり申し上げておりますように、18年と21年は賃貸借契約で結んだと。これは間違いであったということ为先ほど部長が答弁したとおりでございますよ。そのときに切り替えて目的外使用の許可申請に切り替えたということは先ほど部長から答弁させたとおりであります。

□副市長（白川修平）

付け足していただければ、賃貸借契約という事務処理、内部の処理の仕方としては間違いだったけれども神岡商工会議所さんと結んだ契約そのものは有効であるということでございます。中の事務処理を行った職員が行政財産ですので目的外使用の許可の方式で処理すべきことを間違えたということでございます。

○4番（洞口和彦）

今の説明で本当によく分かりました。市としては違法性があつたけれども、効果として

は、それが賃貸契約として結ばれていてお互いに判子を押しているわけですから、これは有効だということですよね。それには平方メートルもお金も書いてあるわけですから、それでいくということになると思います。その辺は内部関係の市のやり方が間違っていたということをずばらに申されたわけですが、その辺は別に今までのことを云々ではなくて、今後は正しい方向で事務処理を行っていただきたいと思います。

それから最後になりますけれども、なかなか私自身の話が、「あなた会議所の職員じゃないか」ということを言われていますけれども、私は第三者の立場で議員としてはっきり申し上げております。

最後いろいろと言われましたけれども、観光課長がですね。本当にそういうふうにして心から話を割っていかないと、こんなことで揉めていて、しっかりした、本当に市が発展するということはありません。ぜひ、寛大な気持ちで、特に昨日の市長のいろんな方面でやってきた実績と8年という重みがあるんですよ。本当に堂々として話し合いを進めて次回にいくように、話し合いで短気にならずに、何か言いますと私にでもそうですけど、そんなような形で議論として進まないようなことを言っています。そういう方向はじっくり見つめてなんとか発展できる、活性化できる飛騨市にしていっていただきたい。私たちも努力します。そういった意味で今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 洞口和彦 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

暫時休憩といたします。再開を午後1時15分といたします。

（ 休憩 午後0時12分 再開 午後1時15分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。午前に引き続き質疑と一般質問を行います。次に5番、野村勝憲君。なお、質問中、説明資料の使用願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

〔5番 野村勝憲 登壇〕

○5番（野村勝憲）

それではお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

まず、1点目、地方創生の取り組みについてでございます。

議会は7月宮川・河合・神岡・古川の順に4会場で「地方創生」を主なテーマにしまして議員全員出席のうえ「市民との意見交換会」を実施しました。

また、個人活動として「地方創生」を主なテーマとし政務活動費を使わせていただき7月に尾道市、8月に東京での地域活性化セミナー等に参加して参りました。

そして8月6日・7日に東京にでかけ、大変お忙しい財務省の田中事務次官に約40分お時間をいただきお会いしました。その後、石破大臣の国会事務所やアメリカ大使館、議員会館等訪問してまいりました。また、8月21日は市内の経済界の方々と議員2名の5名で、岐阜県下経済3団体主催による石破茂内閣府特命担当大臣の「地方創生は『独立自尊』の精神から」のテーマで講演会に出席してまいりました。私なりに「地方創生」のヒントを得る事ができました。

さて、3月議会で飛騨市の「地方創生」について私が質問し約半年が経過しました。当然、飛騨市でも農林業・商工・観光関係者や金融機関・学校等に積極的に働きかけ、これまでの行政になかった政策づくりが具体的に進んでいると思われれます。申すまでもなく飛騨市の「地方版総合戦略」の成否はまず、「民間の力」2番目に「若者」、そして「女性」。この3つをいかに取り込むかが鍵になるでしょう。

改めて飛騨市の「地方創生」の取り組みについて質問します。

まず、この10月中にも、国は各自治体に「地方版総合戦略」の具体的プランの提出を求めています。それに応える飛騨市の体制・組織及び何を目玉にしてこのプランを立てるのか。その具体的な進捗状況とプランをお示しいただきたいと思ひます。

2番目は、「地方創生」の成果を出すには、他の自治体。高山や富山はもちろんですが、そういった他の自治体や地域との連携が強く求められております。飛騨市は現在、どの自治体とどのエリアと何をテーマに連携し、プラン作成に入っているのか具体的に示していただきたいと思ひます。

最後に現在飛騨市が持っている固有の資源を生かし、誘客やPR効果を狙って、マスコミでも人気の神岡町のレールマウンテンバイクにもっと光をあてる時だと私は思っております。この際、飛騨市の「地方創生」事業の一つとして、国や県と連携して旧神岡鉄道の延伸に早期に着手すべきと考えておりますがいかがですか。

以上3点についてお答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、地方版総合戦略の進捗状況と具体的プランについてお答えします。

昨年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」では、市町村においても総合戦略を策定するよう努めなければならないものとされています。また、同12月27日付のまち・ひと・しごと創生本部事務局長代理通知の中で、その策定期限は平成27年度中とされていることから、現在、飛騨市の地方版総合戦略の策定を進めているところす。

そのうち、計画策定に係る体制・組織及び進捗状況については、まず、平成27年4月1日に、各部長及び関係課長等を構成員とする「飛騨市まち・ひと・しごと創生本部」を設立しました。

この組織は、本部長である市長の指示の下、総合戦略策定に係る職員の意識統一や、具体的取り組みに関する協議を円滑に行うために組織した庁内組織であり、主に計画策定に向けた基本的考え方の確認・決定や、主要事業の成果検証のためのヒアリングなどを実施しています。

また、地方版総合戦略の策定にあたっては、産・官・学・金・労・言など、各分野の有識者の意見が反映されることが重要であるとの国の方針に基づき、各分野の有識者14名を構成員とする「飛騨市まち・ひと・しごと創生会議」を設置し、先般8月11日に委員の皆さまから意見を頂戴したところです。

さらに、こうした組織による協議、意見交換を踏まえ、専門的見地からの現状課題分析や、取り組みの評価を踏まえた改善策、あるいは新たな取り組みの企画立案など、総合戦略策定業務をより円滑に進められるよう、必要なノウハウとスキルを持った企業にコンサルティングを依頼しています。

このように、飛騨市の総合戦略策定にあたっては、その体制を十分に整えた上で、まさに今その作業を進めているところであります。

次に具体的プランについてお答えします。

国の「まち・ひと・しごと創生法」には、法律上初めて「人口減少の歯止め」と「東京一極集中の是正」が明記されました。

しかし、市長が常々申し上げておりますように、飛騨市において人口減少が最大の課題であることは、平成24年度に実施した第二次政策総点検において既に明確にし、市政懇談会等を通じて市民と共有してきました。

この大きな課題の解決については、昨年度発表した人口減少対策実行プランにおいても「人口減少対策に特効薬はない」としながらも、「行政としてできることは確実、かつ積極的実施する」とし、総合戦略の策定如何に関わらず、飛騨市として人口減少対策には積極的に取り組みを行っていくこととしています。

総合戦略に盛り込む新たな取り組みについては、まさに現在新年度予算に向けて協議・意見交換の最中ですが、既に昨年策定した人口減少対策実行プランに基づき、女性の社会進出宣言企業を8社認定したこと、まちづく協議会において若者を中心に将来の飛騨市の方向性について積極的な意見交換を行っていること、ヒダクマに代表される民間活力活用した地域資源を活かす取り組みを行っていることなどから、むしろ飛騨市は国が示す地方創生への取り組みを先行して実施していると考えております。

こうした取り組みを積極的に実施しながら、基本的な考え方といたしましては、地域経済・活力に大きなインパクトを与える、生産年齢人口、いわゆる働き盛り人口をどう維持していくかを主眼に、まさに「まち」「ひと」「しごと」の各分野の創生に向け、実

効性の高い取り組みを総合戦略に盛り込んでいきたいと考えております。

次に地方創生に向けた他の自治体との連携についてお答えします。

既に新聞紙面でご承知のことと思いますが、今回、地方創生への取り組みを進めるにあたり、飛騨市、高山市、下呂市、白川村の3市1村と岐阜県では、観光分野と移住推進分野において互いに連携し、より効率的で実効性の高い取り組みが実施できるよう、各市村の総合戦略に連携事業として盛り込むとともに、国の交付金事業の採択を受けるべく計画書を提出しました。また、3市1村と岐阜県で構成する、事業の受け皿となる新たな組織を、10月中に設立するよう、現在、調整しています。

飛騨3市1村は、同じ飛騨圏域と言えども、それぞれで違う特徴、魅力を持つ自治体です。今回、それら自治体が観光・移住推進の分野で連携することは、より大きな発信力をもって飛騨圏域全体の魅力を国内外に伝え、飛騨の持続的な発展に資するものと期待しています。

自治体または地域間連携は、ただいたずらに連携すれば良いというものではなく、連携する自治体、地域同士がお互いメリットがあり、移動に伴う交通手段が確保されていることなど、相乗効果を生むことが大前提であります。今後も、そうした成果が見込めると考えられる場合においては、引き続き積極的な連携に努めてまいりたいと考えております。

続いて3点目の地方創生を活用した旧神岡鉄道の延伸についてお答えいたします。

レールマウンテンバイクについては、NPO神岡・町づくりネットワークの方々のご努力により、入込客は右肩あがりが続けており、テレビ等各種メディアへの露出も継続しており、市の観光振興に貢献されていると認識しています。

延伸につきましては、本年1月の議会全員協議会でもご説明したとおり、さらなる調査の結果、安全対策に要する総事業費が約4億4,200万円必要という試算が出ております。市としましても、是非、実現を図っていきたいという思いで平成26年度に予算化をおこなってきたところですが、当初想定していた合併特例債では対応できないことが分かり、現時点では実現の見込みがたっていません。

議員がおっしゃる地方創生事業の一環として、国や県と連携し進めることについても、本年1月の末には中部運輸局を訪れ本件の相談をおこなっておりますし、さらには、本年2月に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の事務局参事官のもとを訪れ、事業化の可否について相談しておりますが、基本的に今回のようなハード整備が主体の事業については対象事業にならない旨の回答を得ております。

このように市として必要な行動をとっていますが、財源の確保には至っておらず、繰り返しにはなりますが、湊谷コース実現の見込みはたっていません。

そういった状況にはありますが、今なお人気上昇しているガッタンゴーであり、11月にはNHKでドラマ化もされ、さらなる誘客につながるものと認識していますので、市としては、現在使用している区間の安全確保はもとより、来場者の街中への誘導など、

観光振興につながる施策を展開していきたいと思っています。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○5番（野村勝憲）

実は私、新しいものがでてくるのかと期待していたわけなんです。ヒダクマにつきましても全協でもお聞きしましたし、私も期待しております。ただ、隣の話で申し訳ないんですけども、高山市では先般、観光客や移住者の増加を狙って市外出身でつくる応援団ですね。規模的には1,200人と聞いておりますけども「飛騨高山めでたの会」を設立したということと、大垣市では、地元の金融機関の大垣共立銀行さんと、大垣信用金庫さんですが、この2行とまちづくりや雇用の創生など、7分野で連携していくとすでに発表しています。

したがって、こういう単体のものはまだ発表はできないということでしょうか。なんか進んでいるものがあればお聞かせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えをいたします。この「まち・ひと・しごと総合戦略」の進め方について今ほど申し上げましたけども、総合戦略会議の策定を立ち上げました。すでに8月に会議を行いましたけども、構成員としまして、そうした金融機関の方々、それからその他の有識者の方にもご参加をいただきまして、私どもが考えておる計画についてのご意見をいろいろいただくように。また、進めるように計画をしておりますので、お願いいたします。

○5番（野村勝憲）

もうひとつ、学校という話しを先ほどしたと思いますが、たとえば、吉城高校とか神岡の高校ですね。ここの生徒たちを入れてまちづくり、あるいは地方創生に加えて、議論していくという考えはありませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えいたします。地方創生の会議のそのものとは少し離れるかもしれませんが、吉城高校や飛騨神岡高校の生徒さん先生とは企画課の方が中心となりましてコミュニケーションを図っているところです。

いろんな事業を仕組んでみえますので、そうしたことに積極的に市の方も参加をさせていただくというような形でっておりますし、そうしたことが地方創生に反映されることに繋がっていくことがあるのであれば、それを含めて検討させて頂きたいと思えます。

○5番（野村勝憲）

ぜひ、高校生も入れていただきたいと思えます。

そして地域連携の件ですが、ご存知のように高山市は中津川市と木材を売り出すということで、「高山中津川創生連絡協議会」というものを行っています。岐阜市は、富山市とえごまやしやくなげなど、薬用植物で新事業で連携を発表しているわけです。ここで、アイデアじゃないですけども、実は加子母町がありますね。中津川に。中日新聞にも出ていたと思いますけども、私はあそこと匠をキーワードにして連携できないかと。と申しますのは、文化面に大きく出ていましたが、今度、明治座が10月4日に完成します。岐阜県が1億円。地元で2,000万円集めて、1億2,000万円で完成する。そのくれの指導に上町の山口末造さんがあたってらっしゃるということで非常に向こうも好評をいただいておりますし、私も現地へ行ってまいりました。こういったところと、たとえば匠をキーワードにして連携して。将来中津川というのはご存知のようにリニアが。岐阜県の玄関口になるわけですね。そういったところで、今後、考えられることはありませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

先ほども答弁の中で一部お答えをさせていただきましたが、連携する自治体と当市の中でしっかりとメリットというものが確認をし合える状況であれば、そうしたことも含め考えられることがあるのではないかと考えておりますが、今現在のところではそういうことについて計画の中には触れておりません。

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。実は、石破大臣の講演ですが議長も一緒でした。各自治体でつくる地方創生の総合戦略にはですね、民間の力が最も必要だとおっしゃっていました。前に、私も議会で紹介したと思いますけども、島根県の海士町の山内町長。この方の話を最後の締めとしてお話されました。要は、山内町長は民間の発想で海士町を立て直し、まちづくりに大きな貢献をされたと。したがって皆さんも一度、海士町へ出掛けて、ぜひ学んで欲しいという話がありましたので、ご披露をさせていただきます。

私も、飛騨市のこれからの地方創生は民間の力をまず第1にして進めていただきたいと思います。

それでは、2番目の飛騨市観光協会の事務所移転等についてお話をさせていただきます。

私は昨年、3月議会で観光協会の事務所は本庁舎に置くのではなく、町中の空き店舗を活用し、土曜や日曜・祭日でもお客さんや市民が気楽に立ち寄られる等、そういった観光客目線に合わせた観光協会がベストであると質問をしました。しかし、当時、担当の柏木部長だったと思いますが、提案の町中施設は考えていないとの回答でした。

そして今年の3月議会で私は、協会が本庁舎に移り1年が経過した今、その間、観光客や職員に満足されていますかと質問しました。現在の水上部長は徐々に理解しあえて

きていると思いますとの回答でした。

しかし、残念ながら、私が聞いておるには、その回答とは裏腹にこの3月に観光協会の池田会長が任期途中で辞任されました。7月には協会職員3名から辞職願が提出され、新しい協会会長が預かったと聞いております。ということで、決して行政とうまくコミュニケーションがとれていないのではないかと感じております。

そうした中、最近本庁舎に移転し1年半しかたっていない協会が今度、町中に事務所を構えるという話をたいへん多くの人から耳にしました。この事は事実でしょうか。最近ある新聞で報道されたようですけれども、私はあれっと思いましたが、それはそれで置いておいて。そこで次の点について質問します。

1番目、その話が事実としたら、具体的な移転先の場所はやはり町中ですか。2番目、移転の時期はいつで、改装や引越し費用の負担は財源が乏しい観光協会が全額持つのですか。あるいは市が一部補助を出されるのでしょうか。3番目、去年の本庁舎移転時より観光課長が協会の事務局長を兼任しています。私はこの際、協会職員のモチベーションをあげる為にも専任の事務局長を置くべきと考えますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは飛騨市観光協会の事務所移転等についてお答えします。

現在は、協会も「理事会の開催回数を増やし、諸事相談していきたい。」理事の皆さんも「自分たちが頑張って事務局の負担を少しでも減らしたい。」と言ってみると聞き及んでいます。また、協会職員と市職員の事務レベルでの様々な事業に係る話し合い、協働も生まれております。みんなが前向きに進もうとしているということをお分かりいただきたいと思えます。

協会では、本年6月に蒲新会長が就任され、7月30日に執行部と面談された後、改めて「協会は市にとっても必要な存在であり、連携を密にしたい。事務所については、当初から市庁舎への入居を強制したものではなく、家賃を自己負担されるのであれば移転されることもやむを得ない。」旨、市の考えを伝えさせていただいたところです。

その後、協会では、8月3日に理事会を開催され、蒲会長から「市庁舎を出て、観光客に直接向き合える場所に事務所を移転したい」旨の提案がなされ、移転の方向性について承認され、細部については執行部に一任を取り付けられたと聞いております。

そこで、現時点で市が把握している情報については次のとおりです。

まず、具体的な移転先は、古川町殿町地内・大横丁通り沿いの空き店舗で、所有者とは9月1日付で賃貸開始の合意がされているとのことです。

移転時期については、電話やパソコン利用環境の移設工事の日程を調整中であることから決定に至っておりませんが、今月のシルバーウィーク頃を希望されているようです。

移転費用については、協会が自らの意向で移転されることであり、市が負担することは考えていません。

協会では、水回り改修を貸主に依頼したり、役員に引っ越し作業や機材の提供の協力を求めることで、最小限の費用負担となるよう工夫されるということです。

いずれにしても、事務所移転に伴い、現在より家賃負担等が増加することは明らかであり、収益事業の実施や自主事業の取捨選択等により、自己財源でこれらを賄う必要があることについては、これまでの話し合いを通じて十分に理解いただいたうえで判断されたことと認識しております。

最後に、専任事務局長配置の件ですが、以前から申し上げております、飛騨市の観光振興に向けて市と観光協会が、それぞれの持つノウハウやネットワークを活かしつつ、日頃から連携を密にしながら、効率的かつ効果的な観光誘客、ひいては観光消費額を増やす仕組みを創り上げていくべきであるとの考えに変わりはなく、観光課長が協会事務局長を兼ねることで両者のパイプ役となることを期待しているものであり、現時点において専任事務局長を配置する考えはありません。

最後に、7月30日の蒲会長と副市長の会談で移転場所までは決まらなかったものの、それ以外の事項について双方が確認しあえたと思っており、なぜ今になってこうした質問をされるのか少し理解できないところです。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○5番（野村勝憲）

非常に私も町中に入るといことで期待しております。おそらく、円光寺さんの近くじゃないかと具体的に思います。そこで、最後の事務局長を観光課長が兼任するという問題ですが、私の考えとしては、なぜ兼務したら兼ねたらいかんということですが、まず、観光課長というのは戦略部隊の長なんです。戦略を立てる。要するに観光をどう産業化して、金を稼ぐかというそういう戦略を立てるところなんです。観光協会の事務局長というのはどちらかというと戦術部隊なんです。そして、営業部隊になるわけです。営業。具体的には旅行会社とかいろんなところへ出かけて行って、営業活動をして集客してくるとかですね、イベントを実施するとかいわゆる実行部隊になるわけです。そこに大変申し訳ないですが、観光課長が兼任して、そして飛騨市は大変人事が激しい。この3月までは、確か清水課長だったと思います。現在は、渡辺課長ということで1年ごと代わっていたら。事務局長はそとへどんどん行かなきゃいけないんですね。先ほどいいましたように営業活動をしなきゃいかん。そうしますと、そういうお客さんに対して、あるいは、これから地域連合で観光を。先ほど3市1村の話もありました。地域連合して観光をもっと売り出して行こうという時に事務局長がころころ変わっていたのでは、私は相手に対して失礼ではないかと思いますが、いかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えさせていただきますが、市の観光課長が戦略的なことを実施するというのはそのとおりですが、観光協会が市が定めた観光戦略に基づいて戦術的なことを行うかどうかにつきましては、野村議員と考え方が異なっておるところでございます。これまでの、古川町のことで言えば、むしろ、観光協会が戦略的なことを立てて今日の古川町の観光を作ってきたと私は考えています。したがって、これは観光協会のお考えそれから行政の考え方をあわせてひとつの観光戦略とするために現地にも足を運ぶということは非常に貴重な事だと思っております。

それから、先ほど前任の清水課長の話がでましたが、清水課長は1年で変わったわけではございません。それから、野村議員、海士町の話がされました。海士町の観光協会の事務局長さんは町役場の職員です。今日の海士町の状態をつくったのは、町長は総括的なことをされたわけですが、今日の海士町のことを計画されて立案されたのは、私は、現在観光協会の事務局長をしてみえる名前を忘れましたが、この方が実際やってみえるということだと思います。

したがって、こうした事例につきましては、先ほど野村議員がお話されたように先進的な海士町でも事例があることですので、よい結果がでるものと期待をしておるところです。

○5番（野村勝憲）

この問題については、残念ながら見解の相違があります。しかし、相手のお客さんの立場も考えたことをやっていかないと。そこを申し上げて次の質問に移らせていただきます。

私で飛騨市職員の懲戒処分については、4人がされております。

私は、実は、これを質問の前に、まちづくり協議会が立ち上がって丸3年になるんですが、この辺のことを質問しようと思いましたが、多くの市民からどうしても飛騨市の職員の懲戒処分については納得できないという後押しがありまして止む無く、これに替えさせていただきます。

既に皆さんご存知のとおりですが、8月28日市は、前市議の福田武彦氏が古川町職員だった時の職歴を書き変えた捏造・改ざん問題と神岡町公民館の使用料問題で多くの市職員が懲戒処分されました。

翌日の新聞やラジオで事件として大きく報道され、市民は驚きと怒りの声で一杯です。特にある新聞。これは253万部入っています。そこの社会面に出了。社会面には2回出しております。ということは大体、東海地区500万人以上の人知られたということ。

そして、福田前市議がおかした捏造・改ざん問題は、9月4日・5日に辞職するというので、テレビ・新聞・ラジオ。先ほどもでましたが、CBCラジオ・CBCテレビ、NHKそういったメディアで一斉に報道され、東海3県で大きな話題となり、飛騨市の

恥を天下にさらした大きなイメージダウンとなっています。

このことは行政は勿論、我々議員にも大きな責任があり、本当に大変申し訳ないと思っております。そこで次の点について質問します。

何故、今、飛騨市が合併する前の旧古川町時代の捏造・改ざん問題と最近話題になってきた神岡町公民館問題を同時に処分発表したのか。中でも福田前市議の問題は平成23年11月に日刊紙の社会面にトップ記事として報道されました。それを受け12月議会で監査請求がされ、当時の関係者から聞き取り調査を経て、平成24年2月にはその監査結果が報道されています。ほとんどの市民は「何で今になって処分したの」の声が一杯です。私も約3年6ヶ月も経過した今なのか。今でも大いに疑問を抱いています。

2番目に、会社経営も自治体運営も同じ組織で対応するものです。民間では、社長がいて専務がいて、常務がいて役員がいるということですが何故、飛騨市は当時の係長以下末端の職員だけの処分なのか。この2事件とも常識では職員が上司の指示がなく勝手にやった行為とは思われない、これが市民の圧倒的な声です。

3番目に、職歴を書き変えた問題は当時の町長である菅沼武氏に福田前市議がその書き換えをお願いし、その指示が職員に出されたとのことですが、入力された平成15年3月27日時点と、古川町長名で証明された平成15年8月1日時点での助役・収入役、いわゆる三役ですね。そして処分された当時の係長の上司である総務課長の名前をそれぞれ教えて下さい。

最後に、私は先ほども言いましたように、ガバナンス。要するに統治するのはトップが統治していくわけです。そして、コンプライアンスは、全員で守っていくものだと思います。今、会社でも、行政でもまず入社すると一番に言われるのは、コンプライアンス。法令順守のことを言われます。その点から、当時の町長を筆頭に助役・収入役・総務課長の責任も当然問われてきます。例えば道義的責任もありますが、行政というのは連帯責任があるはずで、行政責任とは連帯責任だと思います。そういう意味では、社会的責任も辞められた人でも負わなければいけないと考えておりますが、以上4つについてお聞きします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、飛騨市職員の懲戒処分について私のほうから答弁させていただきます。

1点目の元職員の履歴の改ざんについての経緯につきましては、昨日、籠山議員への答弁のとおりですので省略させていただきます。

また、2つの問題を同時に処分発表したかの質問につきましては、8月の懲戒処分委員会において同時に審査した結果であります。

2点目、昨日も申し上げましたが、懲戒処分は処分を受ける職員にとって重大な行為

であります。したがって、上司からの指示の有無は、処分内容を決定する重要な点である事から慎重に聞き取り調査を行いました。双方とも上司の直接的指示を否定し、上司もこの事実は問題が明らかになるまで知らなかったと証言をいただいております。それにより、担当者だけを処分したものです。

3点目、平成15年3月は、樹下助役、田中収入役、内海総務課長です。平成15年8月は、内海助役、井上収入役、白川総務課長です。

4点目、私は、部下がやってきた行為については、その上司に責任があると思っております。ただし、収入役の職務権限は、町長と異なるためこの問題については職務権限がなく、したがって責任を問うことができないと理解していますのでよろしくお願いたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

△市長（井上久則）

今ほど部長が答えたとおりですが、私から1点申し上げたいことがあります。

証明をした時点での総務課長は、今ほど説明がありましたように現副市長の白川総務課長でした。このことが発覚した時に、副市長より「自分にも責任があるので、申し訳ない」という謝罪がありました。

しかし、その時点では原本と照合すれば正しいとして判断をする以外はなかったということです。既に改ざんされておったということで止むを得なかったという判断をさせていただきます。

しかしながら、私からは、今後2度とこのようなことが起きないように職員にも周知徹底をし、自らも反省するよという事で注意を申し上げたところですので、付け加えさせていただきます。

○5番（野村勝憲）

総務部長にお聞きしますが、福田氏が経歴の改ざんをしたわけですが、要するに税理士として選挙に出られたということは、公職選挙法の第235条の虚偽事項の公表罪にあたるのではないですか。いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

この問題につきましては、以前、籠山議員の質問でもあったかと思いますが、選挙に出られた時には、まだ監査報告がないということで、処分がされてなかったということで、選挙事務局に対しましては確定することができないとして処理しておりますので、よろしくお願いたします。

○5番（野村勝憲）

おそらく、あたると思います。

それではですね、昨日、籠山議員が質問の中で確か白川副市長だったと思いますが答

弁された、「主体的に関わったのは、処分された3人である」と述べられました。私はあ
の話聞いて、3人は指示を受けて、当時の町長だと思いますが、3人は指示を受けて
従っただけのことではないですか、主体的に関わったと表現されましたけども如何か
と思います。

主体的に関わったのは当時の菅沼町長であり、福田前議員ではなかったですか。おそ
らく、処分を受けた職員3人は、福田氏の税理士合格を目的のために経歴を変えてまで
入力をしたとは私は、認識していなかったんじゃないかと、当時は。もし、認識してい
たら、「こんな大変なことは入力できません」と言うと思います。推定ですけども、おそ
らく、そういうことは認識がなかったままに入力されたのではないのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

私、昨日の籠山議員の答弁の中で、主体的に関わったというのは、3人でなくて、担
当係長の1人が主体的に関わったということです。残りの2人につきましては、データ
を管理する立場の担当職員であったために管理する立場として処分したものであるとい
うことです。

それから今ほど、上司からの指示があったのではないかという指摘でしたが、先ほど
総務部長が答弁をいたしましたように、本人達を処分するにあたって、主体的にやった
のか、または上司の命を受けてやったのかでは、当然処分内容が異なるわけです。この
ことにつきましては、私も当事者でしたので、私は直接事情聴取しておりませんが、事
情聴取の結果を聞く限りにおきましては、福田氏の依頼を受けて担当係長が福田氏との
相談の中で、履歴の改ざんに至ったという認識をしております。

それから、元町長の話がでましたが、間違っていましたら総務部長の方から答弁して
いただければいいわけですが、職員が退職した後に社会で通用するような職員になるた
めにいろんな資格を取るべきだというような中で、例えば研修に出すとか、そういうこ
とについては、尽力するよというよ指示をした。

したがって、福田氏が税務課以外のところで勤務をされたことについて具体的な記述
をするようなことにつきましては、指示をされたということは間違いありませんが、だ
からと言って、履歴を改ざんするということにつきましては、福田氏も町長に相談した
ということは申し立てみえませんが、町長も直接履歴の改ざんについて直接指示をした
ということはおっしゃってみえませんが、これは担当係長も同様の証言をしまして、担
当係長は「あくまで福田氏との相談の中で、二人の中で決めて「兼ねて」というような
辞令句といいますか、行政用語を作ったと」証言していますのでこの事実に基づいて処
分されたものというふう理解をしております。

○5番（野村勝憲）

聞いていてもなかなか理解ができなうような感じがします。

そこで、先ほど資料のことをお話したと思いますが、これ9月2日の新聞です。五輪のエンブレム撤回という新聞。そして、その後、高山市さんから発行されている新聞ですが、一面に、福田飛騨市議が辞職。経歴の改ざん問題を受け、後は縷々説明されておるんですが、問題はの中身なんです。この中身を皆さんご覧になったかどうか分かりませんが、高山市民から私のところへ電話がきまして、「ぜひ、この新聞を見てくれ」ということでびっくりしたのがこの東京オリンピックのエンブレム問題を絡ませて今回このような形で紹介されたんです。このような形でね。それはどういうことかといいますと、これはエンブレムですね。本来なら東京2020なんですがその下に横文字で、隣町2015。そしてエンブレムは、立つんですが、これを福田武彦と名前を入れまして、私どもの議席の立て札を横にしてこうやって、出されているということなんです。私はこれを見て、岐阜県下は勿論ですが、これは高山から出ているから飛騨エリアですが、要するに高山市民からもやっぱり、揶揄され笑われているのではないかと思います。したがって、この問題は、これで終わりというわけには行かないと思います。

先ほど申しましたように、私ども議会にも大変責任があります。と申しますのは、平成24年3月に調査委員会を設けよということで動議が出されました。その時、1票差で実は否決されたんです。あの時に、もし動議が成立して福田議員の問題を調査してやっていたら辞職勧告をできたでしょうし、タイミングとして、これと一致して発表することがなかったのではないかということを実は悔やんでおります。そういう意味では、私は議会としても責任は大変大きなものがあると思います。答弁はいりませんが、今思い出すのはもう20数年前ですが、山一証券の社長がこういうことを記者会見で言いました。涙ながらに。「今回の起きたことは、私どもの社員には罪はありません。罪があるのは社長はじめ、役員一同です」と言うことを述べられたことが私の頭によぎってまいりました。

以上をもちまして私の質問を終わらせて頂きます。

〔5番 野村勝憲 着席〕

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時02分 再開 午後2時02分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。次に15番、山下博文君。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

それでは早速、質問に入ります。私は2点について質問をしたいと思います。図書館の問題と今ありました懲戒処分の問題に質問します。

はじめに魅力ある神岡図書館を目指してというタイトルで神岡振興事務所の耐震化とあわせて神岡図書館の神岡振興事務所への移転が現在計画されております。

今後日程的なことは、年内に耐震化工事をやられ、その後、来年3月までに振興事務所の各課が2階、3階へ移転するというので図書館の方は4月5月、2か月かけて移転、6月オープンと聞いておるところです。この計画が公表されてから非常に多くの皆さんから町民の新図書館に寄せる期待というものが寄せられております。神岡図書館の移転は私の記憶ですと、確か3度目の移転ということになるのかと思います。魅力ある図書館ということで斬新なアイデアを持ち合わせた図書館を期待し、特に高齢者に配慮した図書館であることを願って次の点について質問をいたします。

1つ目は、昨年度の利用者は報告書によりますと7,084人となっておりますが、その内訳ですね、中高生や高齢者の利用はどうであったかということです。

2つ目は、図書館の登録人員、貸出冊数、図書購入の推移について、対前年比で結構ですが教えてもらいたいと思います。

それから3つ目ですが、高齢者に優しい図書館として、まず、一番望まれているのが大きい活字の本を増やして欲しいということがあります。それから、本棚も高い。届かんということで、やや低めのものをということでもあります。それから、館内の現在ある机、それからイスに対して非常に硬いといいますか、楽になれないということでリラックスできるようなものに更新していただきたいということが出されています。それからもうひとつ、これからの図書館はただ、静かに本を読むということだけでなく、音楽といますか軽音楽が流れる。あるいは、親子会話もできる。また、ブック&カフェといえますか、このスタイルでコーヒーやお茶を飲みながら本を読む。本に親しむといった図書館があってもいいのではないかという思いです。もちろん、学習コーナーは必要であります。そこで、図書館の全体的な構想、イメージについて質問をいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは魅力ある神岡図書館を目指してということでご質問にお答えいたします。

今回、整備を進めております神岡図書館については、図書ボランティア団体、図書館司書等を含みます関係者での検討会、近隣市などの図書館施設の見学を行い、図書館の方向性、蔵書数、内部設備などの検討を行いました。

方向性として、分野的に特色を持つ図書館とはせず、多くの方に気軽に利用していただける図書館としたいとして計画を進めています。

まず、1点目の質問です。昨年度利用者7,084人の小中高生、高齢者の内訳ですが、世代別での図書館利用者の内訳は、小中高生286名、全体の4.0%です。一般、18歳から69歳までの方が4,348人名、全体の61.4%。高齢者、60歳以上の方は2,450人、全体の34.6%となっております。

2点目、登録人員、貸出冊数、図書購入の推移について（対前年比）ですが、図書館登録人数につきましては、平成25年度末で、2,176人に対し、平成26年度末2,255人です。79人の増でして、毎年70名程度の増になっております。貸し出し冊数については、平成25年度末2万5,728冊、平成26年度末では2万5,096冊、632冊の減です。年間約300日の開館であり、日換算で2、3冊の減となっております。図書購入費関係については、平成25年度187万円、1,304冊。平成26年度は、240万9,000円、1,530冊であり、53万9,000円、226冊の増となっております。

3点目、高齢者にやさしい図書館としての質問でございます。

まず、1つ目、大きい活字の本を増やすにつきましては、現在飛騨市図書館には、1,488冊ありあります。神岡図書館には282冊入っております。これについては、毎月の図書購入選定会議を行っておりますので、今後も拡充を図る予定としております。

2つ目、本棚の高さを現行より低めにする件につきましては、書架、本棚ですがこの段数を減らすことにより、逆に書架の数が増え設置面積が増えることに繋がってまいります。児童書以外の書架は標準の6段、約180cmありますが、それを予定しております。高齢者の対応としては、館内に各所に設置予定をしているステップ台、踏み台になりますが、こちらの利用、また、図書館スタッフの協力によりまして対応したいと考えています。

3点目、館内の机・イスはリラックスできる物にするにつきましては、現在の飛騨市図書館と同様に木製品にこだわりたいと考えています。

4点目、音楽の流れる図書館、ブックカフェ、お茶を飲みながら、本が読める図書館であっても良いのではないかとありますが、音楽の流れる図書館については、現在飛騨市図書館においても、「子どもの時間」と題して親子で訪れた保護者の方が、気兼ねすることなく本を閲覧できるように、時間帯を設定してはいますが軽音楽を流しています。神岡図書館についても同様な対応を行う予定であり、開館後の状況により多様的に対応は可能と判断しています。

飲食関係については、図書の汚れ防止のために図書館内の飲食は禁止としますが、図書館エリア外の1階ホールスペースに飲食コーナーを設けるよう検討しておりますので、そちらでの利用をお願いする予定です。

その他全体的な構想についてお答えします。

閲覧可能な蔵書については、分類選別により、児童書から一般向け図書を含み3万冊を想定しており、現在の神岡図書館とほぼ同数での開館を予定しています。

図書館内には開架コーナーとして、児童・一般・東大の研究施設に関連した神岡科学図書コーナー・郷土資料コーナーを設け、学習・情報収集などに対応するAVコーナー・DVDなどの視聴コーナー・学習コーナーを設け、ボランティア活動や乳幼児を持つ親子さんが利用しやすいよう多目的コーナーの設置、トイレの改修とあわせて授乳室を整備する予定です。

また、休憩コーナーを設け、新聞数は現在の2紙から5紙程度へ、定期発行雑誌20誌から50誌程度に増やし充実を図ることで、「憩いの場」の提供を図る予定としています。

今後の予定になります。今年の秋の神岡振興事務所の機能の移転後に図書館部分となる1階の改修工事に着手し、今年度末を目途に整備を完了し、4月・5月の2ヶ月間で図書の搬入作業を行い、平成28年6月の開館を予定しています。

地域より期待されております図書館であることから、今後細部の調整を詰めながら、利用者の皆様から好評を得られる図書館を目指したいと考えております。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○15番（山下博文）

書架というんですね。本棚の高さはあまり変わらないということです。現在の神岡の図書館の本棚と本棚の間がものすごく狭いんですね。私やらのような者は腹がつかえるぐらいで。例えば下の本を取ろうとすると取りにくいんですね、体がそこらに触って。そんなような状態なので、今度の新図書館はそんなことはないと思いますが、そういうところも1つ配慮していただきながら、ちょっと申し訳ない、細かいことですがいくつか質問したいと思います。今でないと間に合わないかと思っておりますのでやらせていただきます。

まず、新刊の図書の購入方法といたしますか、これは市民のアンケートを取ったりはするんですか。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

先ほど答弁させていただきましたが、まず、図書館の司書、こちらの方で図書の検討委員会を行います。そこである程度選択をいたします。プラス、神岡・飛騨市図書館両方の施設に本のリクエスト購入ということで用紙を配布させていただいております。それを参考にいたしまして、今ほど申しました検討委員会の方で、そのリクエストの本について内容を精査し、これは購入した方がいいというような判断のもとでそれぞれ購入をしているものでございます。

○15番（山下博文）

次ですね、新しく本を買うほとんどの財源が税金だというふうに思っているのですが、そういう意味では広く市民の平等性というものも大事ではないかと思うのですが、なんといつたって、ここにある飛騨市図書館は出来たばかりでありますし、すごく立派な設備であり本があるのは当たり前であるわけですが、そういう意味でいくと、神岡に住んで

いると非常に羨ましいという声も多く出ております。

それで、私はここで前も言ったことがあるんですが、ローテーションですね、古川と河合の本を全部変えるなんていうことは無理ですが新しいやつを入れ替えていくと。河合と宮川はどういう図書館になっているかちょっと分かりませんので、なんとも申し上げられないのですが、要は、本の入れ替えと申しますか、私も神岡の図書館は結構行くんです。古いままあるんです。ですから前もローテーションしてくれよという、図書館長がみえることでしたかね、そういう話をしたことがあるんですが、これらのことについてはどうでしょうか。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

現在、両図書館ともタグといいますか、図書管理システムによりましてどちらの図書館であってもパソコンで閲覧できる形をとっております。このことによりまして、相互に神岡図書館でありまして飛騨市図書館の本を借りられます。飛騨市図書館であっても神岡図書館の本を借りれる状況になっておりますので、ローテーションしますと、今度、本の管理の方に少し影響が出てまいりますので、このままローテーションは行わずに相互にパソコンなり検索・貸出という形を継続したいと考えております。

○15番（山下博文）

確かに入口にパソコンがあつてですね、私はあれ調べるやつだと思っていたんですよ。その図書館にどういう本があるのかを調べるものだと思って、回れば分かりますからあまり使わなかったものですから、相互に注文したりなんかつていうことはできるということですね。分かりました。

そしてですね、前年度の実績報告を見ると来館者ですね、飛騨市図書館10万3,000人くらい、神岡は記載がないのですが、来館者って大事な数字だと思うんですよ。利用者も含めてどのくらいの方が関心を持って図書館を利用されているのかというバロメーターになると思いますから、神岡にないというのはどういうことなのでしょう。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

飛騨市図書館にはゲートが設置してございまして、そのゲートを通られますと入館者ということでカウントがされます。そして、先ほど申しましたタグ、本にはそれぞれ管理用のタグが付いてございまして、逆に貸出の手続きをされずに持ち出されますとゲートの外に出るとブザーが鳴るという仕組みになっております。この仕組みが今の神岡図書館にはないということで、入館者の方の把握はできていなかったということでございます。今度の神岡新図書館につきましては同じようにゲートの設置、そして図書管理のタグもしっかりとしたものを付けますので、今ほど話しましたように入館者の方のカウントはできますので、来年からは逐次、報告ができますのでよろしく申し上げます。

○15番（山下博文）

誠に細かいことで申し訳ないんですが、あと2点ほどお聞きします。

図書館のオープンする日ですね、開館の日数が年間で296日というふうに先ほど事

務局長の説明であったんですが、原則、毎週月曜日休みであり、プラス年末年始1週間くらいの休みがあるということですが、それとあわせて、開いている時間は神岡は9時から17時までなんです。ここは20時まででなかったかと思いますが、そういう意味で、勤め人サラリーマンにとって普段17時にしまうということは非常に利用しにくい状況ではないかと思います。そういうことで、この年間の開館日数を増やす考えがないのか。それから閉館の時間を延ばすといいますが、1日の時間を17時を、こっちは20時までではどうかは私も分かりかねますが、延ばす考えがないかを聞きます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

2点についてお答えをさせていただきます。

まず、図書館の開館日の増ということでございますが、現在毎週月曜日の休館になっております。これはどうしても利用される方が図書を元の位置に戻していただければ整理を行う必要がないのでございますが、やはり借りられた方が、元の位置が分からないというようなことがあって違う戸棚に返される場合が非常に多くあります。そのために定休日に整理作業を行っているということがまず1点でございます。そして、一番ネックなのがどうしても現在の人員的なこともございまして、そのあたりを含めて月曜日くらいはという変な言い方になりますが、なるべく減らしたいという努力はしたいと思っておりますが、若干、対応に苦しんでいるところであります。

もう1点でございますが、開館時間につきましては冬場時間が9時～17時、夏場時間ということで9時～18時というようなことでスタートできればというふうに考えております。飛騨市図書館につきましても当初から9時～20時ということで向かったわけでございますが、やはりその中でも例えば日曜日は9時～19時であってもいいんじゃないかというような声も出ております。そのようなことで開館をしながら、開館時間の延長については対応出来ると考えておりますので検討していきたいと考えております。

○15番（山下博文）

私は病院と一緒に図書館も市の大切な補助施設というふうに思っております。あわせて変な話ですが、最近の本はちょっと高いんですね、1,500円くらいなんです。ちょっと良い本になると2,000円になりますよね。それを月に2・3冊買うとなると、やはり高齢者あるいは年金生活者にとっては大変なんです。そういう意味で図書館はありがたいんですよね。しかも新刊がいっぱいありますから、ぜひ充実した図書館にしていただきたいと思っております。それでは次の質問に入ります。

次に元職員の履歴の捏造等に関する処分についてということで、私で5人目ですからいろんな問題が重複する部分があると思っております。通告していますので読み上げたいと思っております。

「元職員の履歴の捏造、人事情報の改ざん」問題は、合併前の旧古川町時代に、同僚が税理士資格を得られるよう辞令のない職歴の書き加えに関与したということで職員3人が市の懲戒処分を受けた問題です。このことによって9月4日に元職員の元市議会議

員が辞職をしました。書き加えられたものの中身は「税務課特命資産税担当」の職歴であります。捏造とは実際にありもしない事柄を事実であるかのようにつくり上げることです。この問題は飛騨市の歴史に汚点を残す事件であり、飛騨市民にとって誠に不幸なできごとであります。職員3人に行った懲戒処分について、いくつか質問をしたいと思います。

まず1つ目ですが、この事件は単に旧古川町時代の問題と処理するのではなく、飛騨市全体の問題と捉えるべきであると思っております。なぜなら旧4町村のすべてを引き継いでの合併であるからです。その意味から長期間放置していた市の責任は大きいのではないかと。市長の今の率直な思いを問います。

処分の対象となった職員で、担当の係長は「自分は人事履歴を直接改ざんしたことはないが、人事履歴が改ざんされているのではなければ私が頼んだと思う。」と証言し、他の担当職員2名はいずれも関与は否認しております。こんな状況で本当に処分ができるのか、処分したわけですが処分した根拠について問います。どちらかというテレビドラマで見るようなやつでいくと状況証拠だけではないかということでもあります。

それから、捏造の事実を国税審議会に報告したとあります。当審議会の反応・対応はどうであったかということをお聞きします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、山下議員の質問にお答えさせていただきます。私の率直な思いをということでございます。昨日の籠山議員に対して答弁したように、放置していたわけはございません。また、問題の大きさから、処分を行った当日に部長会を開き、職員に対して事実を公表し、綱紀の粛清を指示したところでございます。また再発防止として、公印の取り扱いについても再度、見直しをさせていただいたところでございます。

また、この問題に対する私の思いですが、合併前の古川町役場に務めて40年以上経過いたしました。職場は、財政運営も厳格で不正とは縁遠い町民本位の職場で、町民の信頼も得ていたと思っておりました。そして、こうした雰囲気職場は、先輩たちの努力によって築かれてきたと思っております。それが、合併直前になってすべてが台無しになるような行為が行われていたことは大変残念でございまして、町民の皆さん、そして職場の先輩に申し訳ないとの思いでいっぱいでございます。今は、どれだけでも早く、市民から信頼される市役所にすることが私にできる仕事だと思っております。

2つ目の、処分のことでございますが、これは今まで何回も述べてきたとおりでありまして、元職員の履歴の改ざんについて、当時の担当者が1人でございまして、主体的に関わったと判断できたからであります。あと3名の内の2名はパソコンを管理していた者が管理不十分ということで管理に対する懲戒処分であって、そういったことでご理

解いただきたいと思います。

それから、審議会の反応でございますが、平成24年3月9日の履歴内容の照会に対して、平成24年3月16日に文書で回答しております。それに対する審議会の意見等については何も伺っていないのが現実でございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○15番（山下博文）

今、市長の答弁の中で疑問に思うのですが、1つ処分した職員の主体的関与といえますか、容疑はそういうことですね、どういうことなんですか。分かりやすくもう少し説明して欲しいんですが。専門的にやったのかと。そういうことです。

□副市長（白川修平）

職員の答えを聞きますと、先ほど山下議員が読み上げられましたように、「改ざんをしたとすれば、自分が頼んだとしか思えない」とこのように証言しています。また、福田氏も元担当係長に頼んだけど、それ以外の職員ですね、直接コンピュータをかまえる担当者が2人いたわけでございますが、この職員には頼んだことはない。そして2人の担当者も実際福田氏からこの事実は頼まれたことはないと答弁しております。

また、先ほど野村議員の質問でもございましたように、上司の関わり合いにつきましても、上司も福田氏から頼まれたこともないし、担当係長も担当者も係長より上の課長とか町長とか助役から頼まれたということも申しておりません。

こうした事実を客観的に考えれば、福田氏と担当係長が相談をしてこうしたことを履歴をかまったとしか判断できない。客観的事実からみても他の人がこのことの改ざんに関わったことが事実がないということで、こうした事実で主体的に関わったかどうかということを判断してもいいかということをお願いに相談をしました。時間が掛かったのは顧問弁護士とのやりとりが相当あったわけでございますが、顧問弁護士もそうしたことも認定できるだろうと。普通の刑事事件でも犯行を否認しているけれども、実際、起訴して有罪になった例があるわけでございますが、客観的事実を照らしあわせても福田氏と当時の担当係長が主体的に改ざんを計画してですね、直接か間接的かは別にしましても改ざんしたと判断できるだろうという見解でしたので処分をさせていただいたものです。

○15番（山下博文）

きのう5人の議員が質問したわけですからいろんな答弁があったので、私の中で感じていたことの1つに、元町長さんですね、菅沼さんなんかと思いますけど、福田さんが町長のところへ相談に行ったというような話を、私はそう受け止めているんですね。町長もその理解を示したというようなことが、今の論議の中であったのではないかと申うんですよ。

そうしますと、町長の指示というのはあったかないかは、先ほどはないということですが、町長の指示というのは絶大なものですよ。絶対「おいたよ」なんてことを言え

る職員は誰もいませんよね。「はい、はい」と言うしかないですよ。自治体の職員ですから。どこ行ったってそうです。神岡へ行ったってそうです。

そういう意味で再度聞きますが、元町長が指示したのか、あるいは何もしなかったのかこの点について。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

きのうも申しましたように、元職員は税の研修などにも行っていると。税の自治大学の方の研修も行っていると。またいろんなことで税務課以外のときにも公共事業の相談にのっていただいたという事実はあるということで、その事実は認めてやりなさいということで、その履歴までかまえないていうことは言っていないと。ですから証明のときにそういう事実があったと。関わったということに対しては指示したというふうに申し上げてみました。

○15番（山下博文）

先ほどの市長の答弁の中で、当時、古川の雰囲気非常にいい雰囲気の中で調整が進められたというお話です。この処分について、私は町会議員6年経験しておりますが、職員との関係はあまりありませんので分からなかったんですが、当時、神岡町の先輩の議員に聞いてみました。「こういうことはありえるのか」ということを聞いてみたら、どなたもそんな到底あり得ないと。「一職員の判断で人の人生を変えるような捏造をするなんてありえない。誰かが指示したのではないか」というのが、私が聞いた議員10人が10人そう答えました。我々議員はそれに対する何も思っておりません。処遇もありません。しかも古川町のことでありますから私は情報も何もありませんけれども、だから古川町が特別な町かとか、そんなことは言うつもりはありませんけれども、当然同じように町民の信頼を得ながら行政を進めていくというのが、どこでもそうだと思います。ですが、この見解ですね、きょうの2日間の議会の検証の中で、最後分かったのは何かと言ったら誰がやったのかは分からない。そういうことですね。他は経緯についていろいろ説明ありましたから分かりましたけど、誰がやったのかは分からないというのが最後の結論ではないかと思うんですよ。

これ以上私が質問しても新たな事実も出ないと思いますから、これで質問を打ち切りたいと思いますが、1つだけ訴えさせていただきたいと思いますが、処分された職員の皆さんに訴えたいと思っております。あなた方は私は犠牲者だと思っております。他の議員もそうだと思うんですが、処分された職員は私は犠牲者だと思っております。それで、今こそ真実を明かしてもらいたい。事実を知っているのはあの3人の方々ですから真実を明かしてもらいたい。それはあなた方の名誉のためです。あなた方の家族のためです。そして市民のためなんです。明らかにしていただきたいということの話が伝わることを期待して質問を終わります。

〔15番 山下博文 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時37分 再開 午後2時48分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

会議を再開いたします。ただ今、議題となっております議案第103号、飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、議案第107号、字区域の変更について、神岡町西Ⅰ地区についてまでの5案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり各委員会に付託をいたします。

次に、議題となっております議案第108号、平成27年度飛騨市一般会計補正予算、補正第3号から、議案第114号、平成27年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第2号までの7案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よってこれら7案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

次に、議題となっております認定第1号、平成26年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの15案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら15案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。9月16日、17日の2日間は、常任委員会審査等のため、本会を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長 (葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。よって、9月16日、17日までの2日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆散会

◎議長 (葛谷寛徳)

以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の会議は、9月18日、予算特別委員会終了後を予定しております。本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でした。

(散会 午後2時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員 (4番)

洞口 和彦

飛騨市議会議員 (5番)

野村 勝憲